

社会労働委員会議録第五十二号

昭和三十三年五月十六日(木曜日)

午前十時四十二分開議

出席委員

委員長

理事

理事

理事

理事

理事

理事

理事

理事

理事

理事

理事

理事

理事

理事

理事

理事

理事

理事

理事

理事

理事

理事

理事

理事

理事

理事

理事

理事

理事

理事

理事

理事

理事

理事

理事

委員外の出席者

大蔵事務官

(主計官)

厚生技官(医務)

局医事課長

厚生技官(医務)

局医事課長

厚生技官(医務)

局医事課長

厚生技官(医務)

局医事課長

厚生技官(医務)

局医事課長

厚生技官(医務)

局医事課長

厚生技官(医務)

局医事課長

厚生技官(医務)

局医事課長

厚生技官(医務)

局医事課長

厚生技官(医務)

局医事課長

厚生技官(医務)

局医事課長

厚生技官(医務)

局医事課長

厚生技官(医務)

局医事課長

厚生技官(医務)

局医事課長

厚生技官(医務)

局医事課長

厚生技官(医務)

局医事課長

厚生技官(医務)

局医事課長

厚生技官(医務)

局医事課長

本日の会議に付した案件

小委員の補欠選任

閉会中審査に関する件

委員派遣承認申請に関する件

医師国家試験予備試験及び歯科医師

国家試験予備試験の受験資格の特例

に関する法律案(野澤清人君外八名

提出、衆法第四四号)

病理細菌検査技師法案(八田貞義君

外二十五名提出、衆法第四一四号)

角膜炎移植に関する法律案(中山マサ

君外四十五名提出、衆法第四三三三

号)

旅館業法の一部を改正する法律案

(内閣提出第一三三三三三三三三三

三三三三三三三三三三三三三三三三

三三三三三三三三三三三三三三三三

三三三三三三三三三三三三三三三三

三三三三三三三三三三三三三三三三

三三三三三三三三三三三三三三三三

三三三三三三三三三三三三三三三三

三三三三三三三三三三三三三三三三

三三三三三三三三三三三三三三三三

三三三三三三三三三三三三三三三三

三三三三三三三三三三三三三三三三

三三三三三三三三三三三三三三三三

三三三三三三三三三三三三三三三三

三三三三三三三三三三三三三三三三

三三三三三三三三三三三三三三三三

三三三三三三三三三三三三三三三三

三三三三三三三三三三三三三三三三

三三三三三三三三三三三三三三三三

三三三三三三三三三三三三三三三三

三三三三三三三三三三三三三三三三

三三三三三三三三三三三三三三三三

三三三三三三三三三三三三三三三三

三三三三三三三三三三三三三三三三

三三三三三三三三三三三三三三三三

三三三三三三三三三三三三三三三三

付託されましたならば、現在当委員会

に設置されております診療報酬及び薬

価に関する小委員会を閉会中もなお引

き続き設置することとし、あわせて閉

会中同小委員に欠員を生じました場合

における補欠選任及び本委員会の調査

のため参考人を招致する必要を生じま

した場合には、その決定、人選及び手

続等につきましては、あらかじめすべ

て委員長に御一任願っておきたいと存

じます。御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○藤本委員長 御異議なしと認め、そ

のように決します。

○藤本委員長 次に委員派遣承認申請

の件についてお諮りいたします。ただ

いまの閉会中審査事項が当委員会に付

託になりました後、調査の必要上現地

に委員を派遣し、その実情を調査する

必要を生じました場合には、その申請

について、すべて委員長に御一任願っ

ておきたいと存じますが、御異議ござ

いませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○藤本委員長 御異議なしと認め、そ

のように決しました。

○藤本委員長 次に、医師国家試験予

備試験および歯科医師国家試験予備試

験の受験資格の特例に関する法律案を

議題とし、審査に入ります。

まず提出者より趣旨の説明を聴取り

いたします。野沢清人君。

○藤本委員長 従前の規定による中学校若

しくは高等女学校の卒業者又は旧

専門学校入学資格検定規程(大正十

三年文部省令第二十二号)により

専門学校入学の資格を有するもの

として検定された者以上の程度を

入学資格とする修業年限三年以上

医師国家試験予備試験及び歯科医

師国家試験予備試験の受験資格の

特例に関する法律案

医師国家試験予備試験及び歯科

医師国家試験予備試験の受験資

格の特例に関する法律

(医師国家試験予備試験の受験資

格の特例)

第一条 従前の規定による中学校若

しくは高等女学校の卒業者又は旧

専門学校入学資格検定規程(大正十

三年文部省令第二十二号)により

専門学校入学の資格を有するもの

として検定された者以上の程度を

入学資格とする修業年限三年以上

の医学の教育を目的とする学校

(医師法(昭和二十三年法律第二百

一三三三三三三三三三三三三三三三

三三三三三三三三三三三三三三三三

三三三三三三三三三三三三三三三三

三三三三三三三三三三三三三三三三

三三三三三三三三三三三三三三三三

三三三三三三三三三三三三三三三三

三三三三三三三三三三三三三三三三

三三三三三三三三三三三三三三三三

三三三三三三三三三三三三三三三三

三三三三三三三三三三三三三三三三

三三三三三三三三三三三三三三三三

三三三三三三三三三三三三三三三三

三三三三三三三三三三三三三三三三

三三三三三三三三三三三三三三三三

三三三三三三三三三三三三三三三三

三三三三三三三三三三三三三三三三

三三三三三三三三三三三三三三三三

三三三三三三三三三三三三三三三三

三三三三三三三三三三三三三三三三

三三三三三三三三三三三三三三三三

三三三三三三三三三三三三三三三三

三三三三三三三三三三三三三三三三

ならず、昭和三十四年十二月三十一日までに行われる医師国家試験予備試験を受けることができる。

(歯科医師国家試験予備試験の受験資格の特例)

第二条 歯科医師法(昭和二十三年法律第二百二号)第三十三条第三項又は第四項の規定により従前の例による試験を受けることができ

た者(医師等の免許及び試験の特例に関する法律第四条の規定の適用を受ける者を除く)及び昭和二十年八月十五日以前に、朝鮮總督の行った歯科医師試験の第一部試験に合格し、又は満洲国で行った

歯科医師試験の第一部試験に合格した者は、歯科医師法第十二条の規定にかかわらず、昭和三十四年十二月三十一日までに行われる歯科医師国家試験予備試験を受けることができる。

附則

この法律は、公布の日から施行する。

○野澤委員 たいま議題となりまし
た医師国家試験予備試験及び歯科医師
国家試験予備試験の受験資格の特例に
関する法律案の提案理由を御説明申し
上げます。

現在医師または歯科医師になるため
には、国家試験に合格しなければなら
ないことは申すまでもないことであり
ますが、終戦前に朝鮮、満洲、台湾、
樺太等の地においてその地の制度に
よって免許を得て開業していた者に対
しましては、医師法または歯科医師法
の附則等により選考または特例試験に
より内地の免許を得る措置が講ぜら

れ、また別に国家試験の予備試験を受
験する資格が与えられておったのであ
ります。しかるに選考及び特例試験の
制度は、昭和二十八年三月以降の引揚
者を除きましては、すでに期限が切れ
ており、また予備試験受験の制度も昨
年末をもってその期限が切れておるの
であります。

また終戦前満洲方面向けの医師の養
成を目的として内地に設けられた医学
校を卒業した者等につきましても、従
来国家試験予備試験の受験資格が与え
られておりましたがこれまた昨年末を
もってその期限が切れておるのであ
ります。

従いまして、これらの制度によつて
なお資格を得ることができなかった者
に対しましては、現在医師または歯科
医師となる道が開ざれてしまつてお
るのであります。これに該当する者
がなお相当数あるのであります。よつ
て、今回さらに昭和三十四年十二月三
十一日まで予備試験を受験し得ること
といたしまして、これらの人々の将来
に希望を持たせることが適当と存じま
して本法律案を提出いたしました次第で
ございます。

何とぞ慎重御審議の上すみやかに御
可決あらんことをお願いいたします。

○藤本委員長 以上で説明を終りま
した。

次に質疑に入るのであります。質
疑の通告もありませんし、討論の通告
もありませんので、直ちに採決するに
御異議ございませんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり

○藤本委員長 御異議なしと認め、そ
れでは採決いたします。

本案を原案の通り可決するに御異議

ございませんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり

○藤本委員長 御異議なしと認め、本
案は原案の通り可決すべきものと決し
ました。

なお本案に関する委員会報告書の作
成等につきましては、委員長に御一任
願いたいと存じますが、御異議ござい
ませんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり

○藤本委員長 御異議なしと認め、そ
のように決しました。

○藤本委員長 次に、病理細菌検査技
師法案を議題とし、審査に入ります。
まず提出者より趣旨の説明を聴取いた
します。八田貞義君。

病理細菌検査技師法案

病理細菌検査技師法

目次

第一章 総則(第一条・第二条)

第二章 免許(第三条・第十條)

第三章 試験(第十一条・第十七
條)

第四章 雑則(第十八條・第二十
條)

第五章 罰則(第二十一条)

附則

第一章 総則

(この法律の目的)

第一条 この法律は、病理細菌検査技
師の資格を定めることによりその
資質を向上させ、もつて公衆衛生の
向上に寄与することを目的とする。

(定義)

第二条 この法律で「病理細菌検査
技師」とは、都道府県知事の免許
を受け、病理細菌検査技師の名称

を用いて、医師の指導監督の下
に、細菌学的検査、血清学的検
査、血液学的検査、病理組織学的
検査、原虫・寄生虫学的検査その
他の政令で定める検査を行うこと
を業とする者をいう。

第二章 免許

(免許)

第三条 病理細菌検査技師の免許
(以下第十五条第二号の場合を除
き「免許」という)は、病理細菌検
査技師試験(以下「試験」という)
に合格した者又は政令の定めると
ころによりこれと同等以上の知識
及び技能を有すると認められる者
に対して与える。

(絶対的欠格事由)

第四条 つんば、おし又は盲の者に
は、免許を与えない。

(相対的欠格事由)

第五条 次の各号の一に該当する者
には、免許を与えないことがで
きる。

一 精神病者、麻薬、あへん若し
くは大麻の中毒者又は伝染性の
疾病にかかっている者

二 第二条に規定する検査(以下
「病理細菌検査」という)の業務
に関し、犯罪又は不正の行為が
あった者

(病理細菌検査技師名簿)

第六条 都道府県に病理細菌検査技
師名簿を備え、免許に関する事項
を登録する。

(登録および病理細菌検査技師免
許証の交付)

第七条 免許は、都道府県知事が病
理細菌検査技師名簿に登録する
ことによつて行ふ。

2 都道府県知事は、免許を与えた
ときは、病理細菌検査技師免許証
を交付する。

(免許の取消等)

第八条 病理細菌検査技師が第四条
の規定に該当するに至ったときは、
都道府県知事は、その免許を取り
消さなければならない。

2 病理細菌検査技師が第五条各号
の一に該当するに至ったときは、
都道府県知事は、その免許を取り
消し、又は期間を定めて病理細菌
検査技師の名称の使用の停止を命
ずることができる。

3 前項の規定による取消処分を受
けた者であつても、疾病がなお
り、又は改しゆんの情が顕著であ
るときは、再免許を与えることが
できる。

(聴聞)

第九条 都道府県知事は、前条第一
項又は第二項の処分をしようとし
るときは、処分の理由並びに聴聞
の期日及び場所をその期日の二週
間前までに当該処分を受ける者に
通知し、かつ、その者又はその代
理人の出頭を求めて聴聞を行わな
ければならない。

2 聴聞においては、当該処分を受
ける者又はその代理人は、自己又
は本人のために弁明し、かつ、有
利な証拠を提出することができる。

3 都道府県知事は、当該処分を受
ける者又はその代理人が正当な理
由がなく聴聞に応じなかったと
きは、聴聞を行わないで、前条第
一項又は第二項の処分をすること
ができる。

(政令への委任)

都道府県知事は、免許を与えた
ときは、病理細菌検査技師免許証
を交付する。

第十條 この章に規定するもののほか、免許の申請、病理細菌検査技師名簿の登録、訂正およびまつ消並びに病理細菌検査技師免許証の交付、書換交付、再交付、返納及び提出に關して必要な事項は、政令で定める。

第三章 試験

(試験の目的)

第十一條 試験は、病理細菌検査技師として必要な知識及び技能について行う。

(試験の実施)

第十二條 試験は、厚生大臣が毎年少くとも一回行う。

(試験委員)

第十三條 試験の実施に關して必要な事務をつかさどらせるため、厚生省に病理細菌検査技師試験委員(以下「試験委員」という)を置く。

2 試験委員は、病理細菌検査に關して学識経験のある者のうちから、厚生大臣が任命する。

3 前二項に定めるもののほか、試験委員に關して必要な事項は、政令で定める。

(試験委員等の不正行為の禁止)

第十四條 試験委員その他試験に關する事務をつかさどる者は、その事務の施行に當つては厳正を保持し、不正の行為がないようにしなければならない。

(受験資格)

第十五條 試験は、次の各号の一に該當する者でなければ受けることができる。

- 一 学校教育法(昭和二十二年法律第二十六号)第五十六条第一項の規定により大学に入学する

ことができる者で、文部大臣が指定した学校又は厚生大臣が指定した病理細菌検査技師養成所において二年以上病理細菌検査技師として必要な知識及び技能を修得したもの

二 外國の病理細菌検査に關する学校若しくは養成所を卒業し、又は外國で病理細菌検査技師の免許に相當する免許を受けた者で、厚生大臣が前号に掲げる者と同等以上の知識及び技能を有すると認められたもの

(不正行為の禁止)

第十六條 試験に關して不正の行為があつた場合には、その不正行為に關係のある者について、その受験を停止させ、又はその試験を無効とすることができ、この場合において、なお、その者について、期間を定めて試験を受けることを許さないことができる。

(省令への委任)

第十七條 この章に規定するもののほか、試験科目、受験手続、受験手数料その他試験に關して必要な事項及び第十五条第一号の学校又は病理細菌検査技師養成所の指定に關して必要な事項は、省令で定める。

第四章 雜則

(信用失墜行為の禁止)

第十八條 病理細菌検査技師は、病理細菌検査技師の信用を傷つけるような行為をしてはならない。

(秘密を守る義務)

第十九條 病理細菌検査技師は、正当な理由がなく、その業務上取り扱つたことについて知り得た秘密

を他に漏らしてはならない。病理細菌検査技師でなくなつた後においても、同様とする。

(名称の使用禁止)

第二十條 病理細菌検査技師でない者は、病理細菌検査技師という名称を使用してはならない。

第五章 罰則

第二十一条 次の各号の一に該當する者は、一万円以下の罰金に処する。

一 第八条第二項の規定による病理細菌検査技師の名称の使用の停止命令に違反した者

二 第十四條の規定に違反して故意若しくは重大な過失により事前に試験問題を漏らし、又は故意に不正の採点をした者

三 第十九條の規定に違反した者

四 前条の規定に違反した者

附則

(施行期日) 1 この法律は、公布の日から起算して三箇月を超えない範囲内で政令で定める日から施行する。

(試験に關する特例) 2 この法律の施行前に通算して二年以上医師の指導監督の下に、病理細菌検査の業務に従事していた者は、当分の間、第十五條の規定にかかわらず、試験を受けることができる。

3 旧中等学校令(昭和十八年勅令第三十六号)による中等学校を卒業した者又は省令の定めるところによりこれと同等以上の学力があると認められる者は、第十五條第

一号の適用については、学校教育法第五十六条第一項の規定により大学に入学することができる者とみなす。

4 試験は、第十二條の規定にかかわらず、昭和三十三年においては行わないことができる。

(名称の使用の経過規定)

5 この法律の施行の際、現に病理細菌検査技師という名称を用いてゐる者については、第二十条の規定は、この法律の施行後六箇月間は、適用しない。

(厚生省設置法の一部改正)

6 厚生省設置法(昭和二十四年法律第五十一号)の一部を次のように改正する。

第五條第二十号の二の次に次の一号を加える。

二十の三 病理細菌検査技師の試験及び病理細菌検査技師養成所の指定を行うこと。

第九條第一項第三号の二の次に次の一号を加える。

三の三 病理細菌検査技師の身分及び業務について、指導監督を行うこと。

(地方自治法の一部改正) 7 地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)の一部を次のように改正する。

別表第三第一号中(十二)を(十二)とし、(十二)の次に次のように加える。

(十二)の二 病理細菌検査技師法(昭和三十三年法律第 号)の定めるところにより、病理細菌検査

技師の免許及び名称の使用の停止に關する事務を行うこと。

○八田委員 ただいま議題となりました病理細菌検査技師法案につきまして、提案の理由とその要旨を御説明申し上げます。

現在のわが國におきまして、医師の診断業務のためにも、保健衛生上の危害防止のためにも、重要な基礎資料を提供するものは、病理細菌検査の技術者でありまして、近時、その需要が年ごとに増加し、その役割が重要性を加えつつありますことは、あらためて申すまでもないところであります。

しかるに、これらの技術者につきましては、現在何らの身分上の法的規制が加えられておらず、正規の職業教育を経た者も少数でありまして、その資質の向上は心ある識者によって強く要望されております。

このような状態にかんがみ、病理細菌検査技師の資格を定めることにより、その資質を向上させ、もつて公衆衛生の向上に寄与しようとするのがこの法案を提案したし理由であります。次にその要旨を御説明申し上げます。

まず第一に、この法案では、病理細菌検査技師とは、都道府県知事の免許を受け、病理細菌検査技師の名称を用い、医師の指導監督のもとに、細菌学的検査、血清学的検査、血液学的検査、病理組織学的検査、原虫・寄生虫学的検査その他の政令で定める検査を行うことを業とする者をいうことといたしております。

第二に、病理細菌検査技師の免許は、厚生大臣の行う試験に合格した者等につき、都道府県知事が与えられること

といたしてあります。

第三に、病理細菌検査技師の試験は、大学に入学することが出来る者であつて厚生大臣の指定した養成所等において二年以上病理細菌検査技師として必要な知識及び技能を修得したものの等につき、厚生大臣が毎年少くとも一回行うことといたしてあります。

以上が、この法案を提案いたしました理由及びそのおもな要旨であります。何とぞ慎重御審議の上、すみやかに御可決あらんことをお願いいたします。

○藤本委員長 以上で説明を終りました。なお本案についての質疑その他は後日に譲ります。

○藤本委員長 次に社会保障制度、医療、公衆衛生、婦人・児童福祉及び人口問題に関する件について調査を進めます。発言の通告がありますので、これを許します。八木一男君。

○八木(一男)委員 日雇労働者健康保険法の問題について質問をいたしたいと思ひます。

日雇健保は、できましたときには非常に内容が悪かつたわけでございまして、それが内容を充実することが必要であるというところは、制定当時から衆議院及び参議院の両委員会でのことが認められておりまして、即刻至急に早くどんどん内容を充実させることが必要であるということが確認された附帯決議がついておつたわけでございまして、その後政府の方におかれましてはその問題を深く認識されまして、徐々に内容をよくしてきておられるわけでございまして、三回でございまして、受給期

間が最初の三ヶ月から六ヶ月、それから一年に変わりました。いろいろその他の内容もよくなつて参つたわけでございまして、現在の健康保険に比べますと、その内容はまだ非常にレベルが低いのでございまして、急速によくする必要があるわけでございまして、その点につきましてはいろいろな点があるわけでございまして、一番現在として問題であらうかと思ひますのは傷病手当金とか、あるいはその他類似の出産手当金あるいは育児手当金あるいは配偶者育児手当金というような継続的現金給付がないこととございまして、この点につきましては、厚生省の方でも傷病手当金を入れようと考えて御努力になつたそうでございまして、いろいろと予算の関係上、それが現実を見ていないというところは非常に残念なこととございまして、この傷病手当金につきまして、本年の最初の本会議における総括の質問で、厚生大臣は至急に来年年度において傷病手当金を実現するということを本会議でお答えになり、また池田大蔵大臣もそれについて、厚生大臣と協議して実現したいというふうな御返事をなさつたわけでございまして、その点は非常によいのでございまして、その問題に対する御返答の、何といひますかスピードが非常に鈍い、内容も私どもとしてはあるいは十分じゃないかと思ひます。その点について内容の十分なものを至急に、たとえば来年ではなしに本年度において補正予算を組むことができる情勢になつた場合に、その問題一つでも組むような推進をしていただきたいのでございまして、そういうときに実現される御意思があるかどうか、まず最初に厚生大臣にお伺ひしたいと思ひます。

○神田国務大臣 ただいま八木委員のお尋ねになりました日雇労働者の給付の増額の問題につきましては、私もいろいろ八木委員から御指摘もございまして、たゞ今全同意見でございまして、この実現を早急にはかりたい、できれば本年度からいたしたい、実はこういうふうな決意をもちまして財政当局と十分な交渉をして参つたのでございまして、両者のいろいろ折衝の過程におきまして相当今年度準備が要るじゃないか、いきなりやるといふことがむずかしいというふうな事務的な見通しでございまして、それならば三十二年度においては十分これらの見通しを立てる、十分な検討を加へまして、三十三年度からは実施いたしたい、こういうふうな実はいきさつに相なつておりまして、今八木委員からもっと迅速にやつたらどうか、できるならば将来臨時国会等があつて、何らかの予算措置というふうなことも一つ考えてみたらどうかというふうな御意見でございまして、私も機会があれば決してちゅうちょするものではないと思ひます。いづれにいたしましても最善の努力をいたしまして、この問題をすみやかに解決いたしたい、こういう考えでございまして、御了承願ひたいと思ひます。

○八木(一男)委員 総括的には厚生大臣の御答弁はある程度満足できる、また御熱意もうかがえる御答弁でございまして、今までの傷病手当金の問題につきまして何回も関係者が陳情された、それから私も国会で政府の所信をただしました中で、神田さんの御答弁が一番、何といひますか積極的であり、良心的だということ、私も認めるのにやぶさかじゃないのでございまして、その良心的な積極的なお気持ちを表現していただかないと、これは何にもならないわけです。それでこの本予算を組むときに実現できないというところは非常に残念でございまして、今厚生大臣の御答弁によりまして、事務的な準備が大きな要因になつていようであります。その点につきましては、おもに事務的な準備は厚生省側にあるべきでございまして、即刻準備を完了する、もう準備をしておられるわけでございまして、そしてそういう機会に準備がまだできていないから、できないということにならないようにしていただきたいと思います。その御準備の方は、どのように進んでいるかお伺ひをしたいと思います。

○神田国務大臣 ただいま八木委員の要望につきましては全く私もその考えであります。先ほどお答え申し上げた通りでございまして、最善の努力をいたしまして来年度には必ず実現いたしたい、こういう考えでございまして。なおこの準備の段階がどの程度かということにつきましては、高田政府委員からお答えさせるようにいたしたいと思ひます。

○高田(正)政府委員 結局これは八木先生よく御存じのように、日雇労働者というものの就業の実態から申しまして、傷病手当金という制度を設けた場合、具体的にそれをやろうとする場合に、何と申しますかいろいろの問題が伏在していることはよく御承知のことだろつと思ひます。それをどういふふう処理していくかということになりますと、現在の事務態勢では非常に不安がある。その問題が一つと、それからさらに日雇労働者の労働の実態から申しまして、万全とはいかないまでも、ある程度はちやうど健康保険なり何なりの普通の被用者保険の従業員等が、病気のために就労を仕なかつたというところを事業主等によって確かめるわけですね。それをだれが病気のために就労を仕なかつたのかということを見きわめるか、確認をする役割をだれがするかというふうな問題、これは失対事業等につきましては、職安の窓口を通るものにつきましては、ある程度職安がやつてくれれば保険給付の要件を満たしておるかどうということを確認する目安にはなるのであります。しかしながらその他のものにつきましては、果してそれが保険給付の要件に該当するかどうかということを保険官署の方で定める方法がない。その辺が非常にこの問題のむずかしいところなものであります。しかしそれは今申しましたように、全部の人についてはできないにいたしましても、ある部分の人につきましては労働省の協力を得ることによつてそういうことができればいいと思ひます。それで労働省等とも話し合ひを進めております。そういうことをやる場合には、労働省の方でどれだけの事務的な負担になるかというふうなことも、なお私どもの方で、さうな実態でございまして、給付の適正を期そうとすればどの程度の事務体制の整備を要するかというふうな点を目下研究いたしたつてある段階でございまして、それで、大臣が仰せになりましたように、私どもは今年度か

それでも実はやりたいという気持を強く持っておたわけです。財政当局といまして、必ずしもそれに基本的な反対だという態度じゃなかったのです。それで、そういう事柄の実態から、これをうまく運営していくにはどうしたらいいかということをお互いが研究し合つて、どうもまだ確信が持てないというところが一番大きな原因である。さらにそれに加えて、今の給付の条件のままであつても財政的に非常な赤が出ておますから、今の給付条件を守つていくことについてもさらに財政的に、御存じのように国庫の負担を一割から一割五分に増額しなければならぬというふうな情勢もございましたし、それらが関連をいたしまして今年度実現をしなかつたわけでございますが、大臣がお答えになりましたように、来年度からは何とかして一つ必ず実現したい、こういうかたい決意を持って私も事務当局といたしましてこの問題に取り組んでおるわけでございます。

それから後段で言われました、たとえ病気で休んでいるかどうか確認することが、一般の健康保険よりも非常にむずかしいという要件、それはあると思います。あるけれども、これはそういう状態ですから、どうしても乗り越えてやつていかなければならない。当局のお心がまえとして私どもの要望したいことは、ほんとうに善意で、ほんとに病気で休んでいる人が大部分であるが、病気でなくても傷病手当金をもらう人があるという点を御心配になつておられるように伺つたわけですが、行政のやり方は、善意で、そしてやっている人がめんどろな手続なしにいろいろなものがあるという方向で考えていただきたい。何万人に一人ぐらいそれを逆用する人があつても、残りの大部分の何万人の人がそういうものの給付金を簡単に受け取れる、また気がねをしないで受け取れるというふうな状態を作つていただきたいと、非常にまずいことになるのじゃないかと思ひますので、そういうお心がまえで事務的な御研究をぜひ願ひたいと思ひつたわけでありす。その問題について保険局長でも、厚生大臣でももちろんけっこうですが、一応御返事をいただきたいと思います。

○高田(正)政府委員 御指摘のような心づもりでものを考えて参りたい、かように考えております。

○八木(一男)委員 厚生大臣のさっきの御答弁に関連してでございますが、さいせん御答弁で申されましたように、事務当局もそういうふうに御推進になる決意に燃えておられますし、また準備もすでに進行していることでございますから、本年度の補正予算の機会がございまして、ぜひ厚生大臣の方から大蔵省に話をつけて、御答弁によれば大蔵省の方でも必ずしも財政的理由でどうしても反対するということ状況でないようでございますから、臨時国会が開かれて補正予算が組まれるという場合に実現する最大の御努力をお願いしたいと思ひつたわけでございます。それについて御答弁をお願いしたいと思います。

○神田國務大臣 十分努力いたしたいと考えております。

○八木(一男)委員 その問題につきまして、ただ傷病手当金という言葉で申しましたけれども、それにはもちろん出産手当金、哺育手当金、配偶者哺育手当金というふうな同種類の現金給付までつくことを前提として私も御質問を申し上げ、また厚生大臣も保険局長もそのつもりでお答えになつておつたと認識するわけでございます。もし違ひましたら御訂正願ひたいと思ひますが、そういう意味で御推進を願ひたい。

次にその傷病手当金の内容でございますが、傷病手当金は短かい期間の傷病手当金であるとかあるいは少い金額の傷病手当金でありましたらその効果は少いわけでありす。一応芽を出しておいてだんだんふやすというお考えもございまして、最初の出芽が小さくなければ早く育たないわけでありすから、昔聞伝えられる厚生省と大蔵省の交渉の程度よりももっとよく、少くとも健康保険に相当近寄つた程度で芽を出していただきたいと思ひつたわけでありす。それについてのお答えをいただきたいと思います。

○高田(正)政府委員 内容の点になりましていろいろ考え方がございまして、私も今考えております点は、金額の点でいいますれば、大体失業保険の支給額と同程度というふうなことを一応考えております。

それから支給の期間でございますが、これはもちろん長ければ長い方がいいわけでありす。傷病手当金を実施するために要する財源とその財政的な手当とのかね合ひの問題で、長ければ長いほどいいことは申すまでもないことではあります、その辺のかね合ひから決定いたすべきものである、かように考へております。

○八木(一男)委員 私どもは少くとも半年の傷病手当金を即時支給すべきだと思ひまして、私どものこの法案に対する改正案についても準備を進めていくわけでございまして、それに近いような、たとえば最初の芽としても最低三ヶ月ぐらいのものをぜひお考えを願ひたい、これは強く要望をしておくわけでございす。

大蔵省の主旨が来ておられますか。

○藤本委員 今呼んでおります。

○八木(一男)委員 至急に呼んで下さい。それでないと質問をダブつてしなければなりませんから……。

そういうことでそういう問題に対処していただきたい。

傷病手当金については厚生大臣は十分に御承知であらうと思ひますけれども、日雇労働者健康保険法の被保険者に関しましては、傷病手当金は一般の健康保険の被保険者よりもさらに必要なのでございす。病気になるれば収入がなくなるといふ現況でございす。それで傷病手当金がなければ家族の生活が持たないから、医者に診断を

してもらつて、安静を命ぜられておつても、家族の生活をささえるために医者の方の安静の指令を守らないで、それで病気がなおらない、悪化する、あるいは死に至るといふこともあるわけでございます。ですから傷病手当金があるとなつては、大いに違ひわけでございます。傷病手当金がないことによつて、せっかくできていたこの医療給付の方も実効を喪失するといふことが起るわけでございます。この問題につきましては、厚生大臣も保険局長も十分お覚悟を持っておられると思ひますけれども、ぜひ一つそのような十分な、豊富な内容を持ったものを、来年度といわずことしの補正予算から実現されるようにしていただきたいと思ひつたわけでございす。大蔵省の方でいろいろ財政問題といふことでむずかしいといふようなお話がおそらくあると思ひます。たとえば厚生省の原案のように長い期間、そして即時やることはむずかしい。それを値切つて幾分短かい期間であればというふうな話があると、思ひますけれども、その問題について大蔵省はいかに研究されておつても、この日雇労働者健康保険法の被保険者の実態を厚生省以上に知っているものではないと思ひます。でございすから、厚生省の担当者たる厚生大臣、また厚生省のいろいろの方々、ほんとうに強固なる意思を持ってこれに當つていただきたい。大蔵省は値切る役でございますけれども、値切るの理由を知らないで一括切つていふことをしまつから、そうじゃなしにどうしても必要なんだと、今までの経緯を説明されて強くやつていただきたいのであります。その点で大蔵省の関係者が一緒に

おられる席で申し上げたかったわけでありまして、おられないことは残念でございますけれども、来られてからまたこの点について申し上げることにいたしましたと思ひます。

傷病手当金のことはそれだけにいたしまして、次に保険給付期間の延長の問題でございます。三ヶ月から六ヶ月、一年と延びましたけれども、普通の健康保険に比べましたらまだほかに少い。特に結核等の長期疾病にかかりました場合には、一年ではどうにもなりません。そこで一年の後には、たとえばそういう該当する事項があれば、生活保護法の医療扶助を受ければよいじゃないかというお考えもあるかもしれせんけれども、その問題も手続上うまくいかないし、とにかくそういうことで保険の給付期間の延長も非常に重大問題であります。その問題につきましては、いつごろこの延長を実現される御意思であるか、この点につきまして厚生大臣のはつきりとしたお考えを伺っておきたいと思ひます。

○神田国務大臣 日雇い労働者の健康保険の疾病手当その他今お述べになられました手当の支給の増額の問題については、私は今八木委員の述べられたような趣旨で考えております。そこでこれはできるだけ早く実施いたしたい、こういうことで折衝をいたして参つてゐることは御承知の通りでございますが、先ほど述べたような事情で一年になったということでございます。今現にいろいろ作業をしておるのをごさいますから、近い将来において補正予算でこの問題が取り上げられるような時期が参りますれば、私どももうちよせずそういう機会を選びたい、

こう考えております。しかしこれは仮定のことでございまして、また厚生省の關係だけで補正予算というわけにも参らないと思ひますが、もしそういう機会がないとしたしますれば、三十三年度においてはこれはどうしても解決したい。この点については大蔵省においても、三十三年度予算の編成の際に両省で十分な話し合いができておりますので、私は確信を持っております。御趣旨全く同感でございますので、ぜひとも一つこれは実施いたしまして、多くの日雇い労働者が安心して働ける、また家族の方々が意を安んじておることをできるように持っていきたい、こういう考えでおりますので、御了承願ひたいと思ひます。

○八木(一男)委員 受給期間の延長についてお答えがございせんでしたけれども、それは再度お答え願ひたいと思ひます。

それで今神田厚生大臣の御決意を伺つて、これは非常にけっこうでございますが、どうか一つこの問題で補正予算を組む臨時国会を開くというようになつてもやっていたきたい。そうでなければなかなかそういうことはむずかしい。またこの問題で補正予算を組む、臨時国会を開くということをやつたならば、それは非常によいことになると思ふ。今までのようにいいかげんにして来年ということではなく、来年かここの補正予算というやうなことをすれば、また臨時国会を開かなければならないということになりますから、どうしても大蔵省の方も真剣に考へて、本予算のときにそれを全部片をつける、すべきことは早く実現するという腹がまえになると思ひますの

で、本年度に關する限りは、ほかの案件がなくてもこの問題で補正予算を組むために臨時国会を開くということを開内府強硬に御主張になり、また厚生省の局長その他の方々は、そういう意味で大蔵省に御折衝願ひたいと思ふ。

もう一つ今年の話し合いがあつたからと言われましたけれども、話し合いの内容の傷病手当金の内容は私どもの希望するやうな十分なものはなないと思ふ。それを十分なものにして強力に交渉していただくということをぜひお願いをしたいと思ふわけでござい

それからもう一つ、先ほど申し上げました給付期間の延長につきまして、今直ちにそれは来年するということとは言へなくても、来年は確実にやる努力をするとか、再来年は確実にやるとかいうやうなことを一つ御返答願ひたいと思ふわけでござい

○神田国務大臣 お氣持は十分わかるのでございまして、臨時国会を開くとか開かぬとかいうことは大きな政治問題でございまして、それ自体に問題があることは、八木委員もよく御承知だと思ひます。政府あるいはまた与党といたしまして、これは非常に大きな基本的な考え方であることとございまして、私の立場から、厚生省だけの關係から臨時国会を開くのだというやうなことは、かえつてこの問題の解決のためになるかどうかという点について、私はこれを考へなければならぬと思ふのです。ということとは、どうしたら問題が早く解決するか、早く解決したいということについては、八木委員のお述べになつた通り、私もこれに全く同感でございまして、それ

については、一日も早くやれといったお氣持も、私もやりたいということですから、わかつておりますが、しかし臨時国会をそのために開くというやうなことはできません。これはなかなか政治的な問題がございまして、ここで私からお答えすることはできないと思ひます。そういう機会があらまらら、とにかくそこで作業が十分できておつて、うまく述べるといふことならそれは私も最善の努力をいたしますが、開いてまでやるということについてはお答えをここで申し上げることが少し私として行き過ぎではないか、

こういうふうに考へます。しかし氣持はお互に通じておりますから、最善の努力をいたしたい。最悪のときでも来年度は一つ解決したい、こういうことをお答えしておるのでございまして、御了承願ひたいと思ひます。なおその際にできるだけよい給付の状態に置くという点についても同感でござい

それからだいたいま御要望のありました受給期間の延長という問題について、これは将来の問題でございまして、私も同意見でございまして、十分研究いたしましてやつて参りたい、しかしいろいろ相手のあることとございまして、とにかく考へ方としては私は同感だというやうに一つ御了承願ひたいと思ひます。なお詳細なことは局長から答弁させることにいたしたいと思ひます。

○八木(一男)委員 今のお答えでは了承しがたいところでございますが、その裏に含まれている最善の努力ということを期待して、その問題に關してはこれで終りたいと思ひます。傷病手当

金の内容の問題で、先ほど申しましたように、私どもは、現在、悲聞伝えられておるやうな内容では非常に不十分だと思ひますので、厚生省の一番最初の要求原案よりもっとよいものを作つて大蔵省に交渉されることをぜひお願いしたいと思ひます。それから一年間の給付期間の問題はやはり即刻、延ばすやうに厚生省の原案を作られ、大蔵省に御交渉願ひたいということ強く要望しておくわけでござい

次に受給資格要件の問題でございまして、現在二ヶ月二十八日、六ヶ月十八日の要件に相なつております。この六ヶ月の要件を作る場合に非常に論議が重ねられまして、私どもは六ヶ月六十日という要件であるべきだと主張いたしておりました。与党の方々も、全部ではございせんが、六ヶ月の要件を設けること、六ヶ月の要件を一月平均十四日よりもはるかに下げることにたい御同調なさいました。そして六ヶ月七十二日という案にはほとんどまかりかかつておつたわけでございまして、はつきり申しますと、その当時厚生省側の抵抗によりまして逆戻りし、八十四日に變り、最終的にはまた議會側の強力な主張によつて、結局七十八日に落ちついたわけでございまして、そのときの厚生省側の反対運動と申しますのは、厚生省としては六ヶ月の要件を設け、それを低くすること、は、ほんとうの氣持としては賛成であつたはずだ。ところが大蔵省の方に予算の關係で約束したので、議會の方で修正になつてそれが少くなるというやうな予算上の問題が起る。それで大蔵省にばつが悪くなるやうなやうな變かもしませんが、大蔵省と厚生省の約束違

反になつて、ほかの問題で大蔵省に文句を言われる。だから、腹の中は賛成だけれども、そんなに下げてもらっちゃ困るというような御意向、御態度であつたように推察をいたします。過去のことを批判申し上げるわけではありませぬけれども、議案側がそういう態度になつたときに、厚生省としては当然受給要件を六カ月に下げていいということとは考えられなければならぬところでございますので、もっと強硬になつていただくべきであつたわけでございます。そういう経過があつて、議案側でも七十二日ということとはほとんど与野党ともに——当時の自由党、民主、左右両社会党、みんなそういうことになつておりましたので、今でも七十二日ということには議案側においては御賛成が非常に多いのであります。今、七十二日という改正案を出すことは時間的にむづかしい状況にございまして、議案側でそういう改正案を出すよりも、政府の方で厚生省、大蔵省の意見が一致し、閣議で決定して出される方が非常によいと思ひますので、ぜひとも最近の機会において至急六カ月七十八日の要件を下げることを実現していただきたく思ひます。厚生大臣はこの点、十分おわかりと思ひますけれども、二カ月二十八日の要件を下げる方が被保険者にとっては非常によいのでございます。しかし、二カ月の要件をあまり下げますと逆選択のおそれがございますので、そういう点を配慮いたしまして、六カ月の要件を下げることによつて被保険者の要望、そして被保険者の健康をこの健康保険法を通じてほんとに守るという正しい立場を推進しようということになつたわ

けであります。その点について強く御認識といたしましては失礼でございますが、御認識いただきまして、次回の改正のときに実現させるよう厚生省からしてもらいたいと思ひわけでございます。この点についてお答えを願ひたいと思ひます。

○高田(正)政府委員 今の六カ月、七十八日となりました当時の事情については私存じませんので、これは今先生お述べになつたようなことであるかどうか承知いたしません、先生もよく御承知のように、日雇労働者の健康保険金につきましてはあれもこれもやりたいたくさんあるものでございまして、この切手の枚数の問題につきましても、私これをどうすべきかということとはございませぬけれども、いろいろやりたいたくさんあるわけでありまして、御指摘になりました受給期間の問題にいたしまして、傷病手当金の問題にいたしまして、その他にもいろいろあるわけでありまして、ところが、一時に全部やるということは非常に骨が折れる。御存じのように、二十九年に施行されましたからほとんど毎国会法律改正をやつておりました、ことに三十年におきましては給付期間の六カ月を一年に延長いたしました、歯科の補綴を入れたりしたことによりまして、三十一年度は実は支払いの方の繰り越しを四億二、三千万円やつてゐるわけでありまして、そういう状態でございますので、何もかも一時にやるということとは非常に骨が折れる。それで、私どもといたしましては、まず一番大きな問題として、要望されております傷病手当金に主眼を置いていろいろ考

へてゐる。しかし、その他の問題につきましても改善したい点がある。いろいろあるわけでありまして、それらにつきましては、いつやるといふことは申せませんが、徐々に財政状態、財政的な手当等兼ね合ひで物事を運んで参りたい。何としても当面は傷病手当金の問題が一番ではあるまいか、かような基本的な態度で進みたいといふうに私は考へておるわけでございます。

○八木(一男)委員 この問題はもつと申し上げたいのですけれども、省略をいたしまして、主計官が来られましたので主計官に一言申し上げたい。今途中で聞かれたのでおわかりのように、日雇労働者健康保険法につきましては、傷病手当金、出産手当金と同種類のものを至急に作らなければならぬといふ状態でございますが、そのほかに給付期間を延長しなければならぬといふ問題もあるし、また受給資格要件を緩和しなければならぬと、その他問題がたくさんございまして、そういう点につきまして、大蔵省の方でこの日雇健康保険の実態をもつと深く認識されまして、いろいろの要件が入れられるように、もちろんこの保険の性質上国庫負担を必要とするものでございまして、その点で厚生省側の非常につつまし過ぎる要求も値切つておられるような状況でございますが、今後やつつましいくらしいな要求を出していただくようにお願いをさせていただきますから、やつつましいな要求は断じて前らしないように、主計官一人ではつきりとした御答弁はお立場できないと思ひますので、これは別の機会に大蔵大臣なり主計局長に申し上げますが、その点十分お聞き取り置きを願ひたいと思

うわけでありまして。その点についてそれだけ申し上げてもびんと来ないと思ひますので、二分申しますと、日雇労働者というものは御承知のように労働条件でございます、病気になるりますと直ちに給料がなくなる。そういうときに傷病手当金があれば生活が困るために、医者の方でこの病気が安眠にしなければならぬ、十分休まなければならぬといつても、賃金がとれないために病気が悪くなるのを知りながら、無理をして家族を養うために働かなければならぬ、そういう生活が持てない、それは傷病手当金がないことがその原因になつておるわけですから、そういうことによつてなるべき病気が重くなつたり、そしてまた保険会計自体が財政的に苦しくなるものを作るわけですから、また盲腸が急に悪化して死ぬといふようなこと、あるいは無理して結核のなおりがたい状態になつてしまふといふような状態になるわけでありまして、そういう点を十分により深く認識していただきまして、厚生省側の日雇労働者健康保険法に対するつまし過ぎる要求に対しまして、断じて斧鉞を入れないようにお考えを願ひたい。どうか聞き流しじゃなしに、主計局長にも大蔵大臣にもこの点をお伝えを願つて、そしてまた主計官御自体でも御検討を願ひたいと思ひわけでありまして。

労働者、あるいは病院で働いておりまして、つぎ添ひ婦、その他雇傭工とか、いろいろと状態が同じ日雇いの状態で、健康保険がぜひとも必要で、それを熱望している状態の人がございまして。それにつきましてぜひとも法律改正をもちましてこういう人たちが——何といひましようかごくつましい内容の法律案でございまして、このつましい内容の法律案をぜひとも適用を受けたいと希望している状態でございます。そして、国民皆保険をやるといつておられる神田さんは、せめてそういう一番つましい熱望をいれる努力をされる、実現される責任があると思ひます。国民皆保険の実現の仕方については国民健康保険であるとかいろいろの考え方がございまして、少くとも労働者の場合には、傷病手当金があればその保険の意味をなさぬといふ点、それからもう一つは健康保険という種類の社会保険には雇傭主の半額負担がある、そういう点がありますから労働者という名のつくものは健康保険の範疇に入れないと人たちが救えないし、また非常に不利になるわけでございます。それを健康保険ですればいいといふような間違つた考え方を深く考え直されまして、この日雇労働者健康保険法の今の被保険者と同様な状態にある人を、法規の改正によつてこれを逐次全部この適用を受けられるようにしていただきたい。これはぜひともそれぞれ御研究になつて次の法律改正で間に合せていただきたいと思ひわけでございますが、その点についての御所信を伺ひたいと思ひます。

○神田国務大臣 大部分は大蔵省の方のお尋ねのようでございますが、後

半私の方の主管のこともあるようございいますので、その分だけお答えいたしたいと思ひます。ただいま八木さんのお述べになられましたように、政府は国民皆保険医療を一つの大きな旗じるしとしておることはしばしばの機会に申し上げておきました。

〔委員長退席、野澤委員長代理着席〕

また大方の非常な共鳴を得ておることも事実でございます。そこで給付内容をよくしよう、そのために最善の手を打て、こういうふうなふうに了承できるのでございいますが、われわれといひ進めて参る方針でございます。ただ何といひましようか、国民保険を実施した場合の、例の五人未満の労働者の問題等につきましては、今お述べになられたような事情がございしますので、十分一検討いたしまして、できるだけ均衡のとれるような方向を見出したい、こういう意図を持しまして、かく今慎重に検討しておるわけでございいます。いろいろの都合で広範にわたる調査でございいますので、詳細お答えできる材料がないことを遺憾としておるような事情でございいます。御了承願ひたいと思ひます。

○八木（一男）委員 今委員部から連絡がありまして、ちょっと厚生大臣の御答弁を聞き漏らしたところがあつて大へん恐縮でございましたけれども、その御答弁を推測して次の質問を申し上げるわけでございしますが、健康保険、国民皆保険について、労働者については健康保険でやるという本則をあらゆる点でぜひ突き抜いていただかなければならないと思ひうわけでございいます。

五人未満の点につきましてはこれを必ず健康保険で解決するということ、それから今の日雇労働者健康保険法の問題でございしますが、日雇労働者の健康保険の問題も別な方法で何らかい方法を考えて出されまして、健康保険に統合する、そうして今の日雇労働者の有利な条件をそのままにして健康保険に統合する道を考えていただくということをしていただきたいわけでございますが、それが即刻に間に合わない状態におきましては、日雇労働者健康保険法を健康保険の給付内容のように十分にどんと高めていく、そうしてそれと同じような状態にある労働者をそこに吸収していくということが厚生省の考えていただくべき筋合いではないかと思ひうわけでございいます。その点で先ほど申しました山林労働者とか、港労働者とか、つき添い婦とか、鼻緒工とか、そういう人を入れる法律改正をぜひ考えていただきたい。それから法律改正ができない場合、まだ間に合わない場合——必ずしていただくかなければならぬけれども、間に合わない場合におきまして、現在行われております擬制適用の方法を十分に活用されまして、それをやっていただくたいと考えるわけでございいます。法律改正の方法につきましては、厚生省御自体として十分な考えでこういう人々を入れる方策を考えていただけたらと思ひます。日本社会党の提出いたしたの条項を御参照願ひても、ほかの方法が見つからない場合にはあれで解決できると思ひます。すべての人々を適用させることができると思ひますし、また

そこまではない場合においても、労働者供給事業をやっている団体に對してできるという方法もあるかと思ひます。そういう方法はまだごく微弱的なものでございます。少くとも社会党の考えております、本院に提出してあります健康保険法の内容その他も御参照願ひましてよりよいものであつたらけつこうでございしますが、より悪いものにならないようなやり方によりまして、ぜひこの人々が適用されるように考えていただきたいと思ひうわけでございいます。その件につきまして前段申し上げましたその間に合うまでの擬制適用の活用点につきまして、ぜひ厚生大臣から積極的な御答弁を願ひたいと思ひます。

○高田（正）政府委員 国民皆医療保険ということをご掲げておりますのでございいますから、方向といたしましては、今八木先生がお述べになりましたような方向でものを考えていくということにつきましては、これはもう御指摘の通り全く同感でございしますが、ただ被用者保険ということになりますと、やはり使用、被使用の關係が明確でございまいと被用者保険の中に包括をしていくということとは非常にむずかしい問題になつております。さうな点が結局要点になつて参るわけでございしますが、今先生がおあげになりましたような社会党御提案のそういうふうなものも十分参考にいたしまして、私どもといたしましてはできるだけ国民皆保険の線に沿うように今後検討を進めて参りたい、かように考えておるわけでございいます。

○八木（一男）委員 今まで間に合なかつた人々にそういう擬制適用で

やつていける部分を活用して、そうしてそういう人々の現在の健康を守る道を積極的に考えていただきたいと思ひうわけでございいます。これについて御努力賜ふものと思ひうわけでございしますが、厚生大臣の御答弁を願ひたいと存じます。

○高田（正）政府委員 非常に専門的な問題でございしますので、私からお答えさせていただきますと思ひます。

擬制適用は、八木先生も十分御承知のように、現在の法律では工合の悪い法律で予定してないようなもの、実際の必要からあつていふような便宜の措置をとつておるわけで、これを広げるといふことは、方向としては、建前として私はあまり適當ではないんじゃないか、かように考えておるわけですが、しかし何か現在そういう便宜の措置をとつておるような方々と比べてみて、具体的問題としてそれらとちつとも変らない、むしろそれ以上にこの網の中に便宜入れていつても差しつかえない、弊害もない。しかも入れてあげるべきだといふふうなものがございした場合には、具体々々の問題で、一つそういうふうな観点から検討をして参りたい。方向として擬制適用をどんどん広げていくかということをお質問いただきますと、これはさうなわけには参りませんとお答えをせざるを得ない、こう考えております。

○八木（一男）委員 まあそれでけつこうでございいます。保険局長が言われるように、擬制適用じゃなしに、法律的な根拠で強制適用をするのが一番いいので、先ほど申し上げたことを厚生大臣は大いに所高所から御推進になり、保険局長はほとんどと事務的な準備を進めて推進力になつていただきたいと思ひます。それが間に合なないときにおきまして、先ほど御答弁になりましたように、そういう人々の健康の現状を考えられまして、擬制適用をそういうふうな配慮で、あたたかい心がけをもつて配慮していただくということをお願いしたいと思ひうわけでございいます。

最後に、日雇労働者の健康保険法の問題でございいます。現在不十分な日雇労働者健康保険法でございします。が、法律上の内容が不十分であるだけでなしに、いろいろ行政上の問題で非常に受診制限というふうな結果になるような手続がされておるわけであります。が、手続を簡素化することは厚生大臣なり保険局長が決意をされましたら即時にできる問題です。これは今の日雇労働者健康保険法の内容が悪い、それからまた手続についても法律上も非常に複雑であるという状態を緩和するために、行政上は現在の状態において最大の努力を迅速にしたいと必要があると思ひます。それはしょうと思つたらできるのです。その点についてぜひ実行していただきたいと思ひうわけでございいます。たとえば現在日雇労働者が病気になるまで、そういう保険を受けたいというときには、保険出張所とか委託を受けた市町村とかに被保険者手帳を持ちまして受給資格証明書交付申請をやりいかなければならいけません。申請をやつて受け取つて、そうしてお医者にかかる。そのときにこの申請書にはいろいろと病状を書くことになる。腹痛で申請をして交付を受けますと、翌日に歯が痛くてうんうんうなつていても、またそれとりに

やつていける部分を活用して、そうしてそういう人々の現在の健康を守る道を積極的に考えていただきたいと思ひうわけでございいます。これについて御努力賜ふものと思ひうわけでございしますが、厚生大臣の御答弁を願ひたいと存じます。

○高田（正）政府委員 非常に専門的な問題でございしますので、私からお答えさせていただきますと思ひます。

擬制適用は、八木先生も十分御承知のように、現在の法律では工合の悪い法律で予定してないようなもの、実際の必要からあつていふような便宜の措置をとつておるわけで、これを広げるといふことは、方向としては、建前として私はあまり適當ではないんじゃないか、かように考えておるわけですが、しかし何か現在そういう便宜の措置をとつておるような方々と比べてみて、具体的問題としてそれらとちつとも変らない、むしろそれ以上にこの網の中に便宜入れていつても差しつかえない、弊害もない。しかも入れてあげるべきだといふふうなものがございした場合には、具体々々の問題で、一つそういうふうな観点から検討をして参りたい。方向として擬制適用をどんどん広げていくかということをお質問いただきますと、これはさうなわけには参りませんとお答えをせざるを得ない、こう考えております。

だいまお述べになりましたこともおそろくその中の一つであらうかと思いますが、しかし内容によりますと、あまり簡便化してしまつたら、かえつて弊害を伴うというような例もまだあるようでございます。國費になつても、これは國民の税金でございますから困るだけでございまして、その辺のことがないような措置をとるようにして、今お述べになつたようにできるだけ簡素化して國民全体が能率を上げる、むだな努力を使わない、こういうことが大きい國家經濟につながる問題でございまして、そういう観点に立つて、これのみならず厚生行政全般について簡素化したい、こういうように私考えております。これもお述べになられたのでございますから、十分一つ対象として検討する、こういうことで一つ御了承願ひたいと思います。

○八木（一男）委員　今の厚生大臣の御

答弁の趣旨は非常にけっこうなんです。厚生大臣は非常にりっぱな厚生大臣で、熱心な厚生大臣ですけれども、この点についてははっきり言うて、実にたよりない。何か弊害があるようでしたら、さき僕がおわかりにならないだらうと思つてちゃんと書いています。その点でも事務当局、事務当局と逃げられようとするけれども、ほんとうの根本の問題はさっきの僕の説明を聞いていただければわかるはずで、ほかの問題も手続を簡素化してもらわなければ困るけれども、今これを言つておるのだから、ほかの問題と一緒にといわず、この問題は即刻やっていた方がいいし、この問題はすぐやるという返事をしてもらいたい。厚生省事務当局に言わせればこれをインキに使うものがあるとか何とかいうことなんです。そういう法網をくぐつてというわけですが、ほかのものについてはそんな複雑な手続はないのです。保険のことだけについては非常に複雑なんです。ところが保険のことは、ほかのことと違つて複雑ではないのです。即刻命がどうなるという問題が起るのです。複雑にすることによって貴重な人命をそこなうとか、家族に非常な不幸をかけるということが起るわけなんです。だから厚生省は、健康の問題や何かについては、ほかの警察の手続とか、遺失物を受け取る手続とか、そんな妙なもののようなことを考へてはいかないで、しかもそれはちゃんと保険料を納入して、印紙が張つてあり、割印が押してあつて、はつきりしているのに、わざわざ引つぱり出して、仕事を

休ませて、苦しいのをこらえさせて、金を払わせられて、こういうめちやく々な行政が行われている。それを直すには事務当局に聞かなければわからないとか、何か弊害があるようだから、そういうことは大間違いだ。保険全体で弊害がある、悪用するとか、インキがあるとかいうようなことならば、健康保険の問題のときも言われたけれども、法律はすべて善意の被保険者と善意の医療担当者を対象にされるということで行政をやらなければ、何万人の中に一人くらいインキをする人があつたからといって、全部の人を右へならえて、複雑な手続をやらせて、金を使わせ非常に迷惑をかける。はつきり言えば、どろぼうをつかまえることはいくらもだから張り込むことはいくらもだ。新婦家庭に毎日刑事が張り込んでそばで聞いていられたらたまったものではない、ということと同じようなことだ。だからすべて全部が善意だという建前で行政をやらなければいけない。そういうことでそれは即刻変えていただかなければならない。ちゃんと保険料を払つて資格を持つておる者が、被保険者証があり、印紙を張つて割印を押してある、それを一々遠くまで行かなければ見えない、そんなばかな話はな。被保険者証で即時見ていただくように即刻変えるということを断言していただきたいと思います。

○高田(正)政府委員 お述べになつておられます御趣旨は全く私も同感であるわけでございます。ただ保険というものは、やはり保険事項を確認し、そして受給資格を確認して保険給付が行われていく。それで普通の健康保険の場合には、御存じのようにずっと継続して使用されるわけでございます。それで被保険者証を持つておるということは、やはりその人間が資格を持ち、そして受給資格を持つておるというところが一応想定できるわけです。従つて健康の方では受給資格があるかないかということ、被保険者の資格の確認ということ、医療担当者にお願ひしておるわけです。医療担当者にそれを確認していただいて給付していただくという格好になつておるわけです。ところが日雇い労働者の使用関係は御存じのように断続するわけです。従つて先ほど御指摘のような六か月に七十八枚とか、二か月に二十八枚とかいうような受給資格要件というものが出てくるわけです。それを確認するのを医療担当者、被保険者証を持つていけばすぐ見てもらえるようにしろとおっしゃることは、医療担当者には確認ということをやつていただくということになつて、万一間違つて受給資格がなかったという場合には、その責任は確認した者にぶつかつていくわけですね。そういうめんどうなことが起るわけなんです。従つて、受給資格の確認をしないで保険給付をするということはできませんから、それを確認するとすれば、これは医療担当者による責任をぶつかせるよりは、保険者がやるべきだ、こういう建前で、今御指摘のような手続が出てきておるわけです。それで大臣がいろいろ手続はできるだけ簡素化したいというお気持ちを述べておられます。私もできるだけそういうことをしたいということを考へておるわけでございますが、この問題は、そういう日雇い労働者の労働の

実態というものと関連のある本質的な問題に繋がつておるわけです。従つてその確認の仕事をやらなければならぬし、もう少し平たく言えば、これにかわるべきいい方法があるならば、私もどうしてもその方法をとりた。そういう意味でいろいろ研究はしておるわけでございます。しかし今これにかわるべき、こういう方法でやればいいということ、私が私どもまだ確信を持っておりません。従つて今日直ちにこの受給資格証明書というものを廃止するといふまでは、それをこの席でお答えいたすまでは立ち至つておりません。しかし将来の問題としては、お述べになりましたお気持は十分わかるわけでございますから、十分一検討を加えて参りたい、かように考へております。

○澤井委員 今高田保険局長から御説明がございましたが、現在健康保険法なり日雇労働者健康保険法が改正されて新たに実施されようという千載の好機なんですね。従つて現在現実の患者の立場から、あるいは現実の受給資格証明書の取り扱ひ医療担当者の立場から申しますと、日雇い労働者の諸君は朝早く出ていき、残つた家族が病氣になりますとこれがないのです。そうしますとその出でる主人なり奥さんを呼び戻してこれを取りにいってやらなければ見てやれないのです。きょうは時間がありませんが、いづれ機会をあらためて事務局長に受診券があつた場合に拒否できるかどうかその問題を尋ねますが、今八木さんが言われたように受給資格証明書というものをこれと一緒にやつたらいいのです。こういう手帳を持つていけるのです。が、とにかく毎日仕事があれば安定所に面着に行くわけですから、面着に行つた安定所が毎日これにばんと判を押しておきさえすればこの人は資格があるのだという判の欄を作つておいて、これを持つていけばいいということにすればいいのです。一々役場なりこれを発行する場所に取りに行くのは大へんです。もう手おくれになる。これは現実には療養を相当しておればすぐわかる。それからこれはこの前大臣にお願いをして、大臣も明らかに健康保険の改正のときに生活保護の問題も健康保険も事務を簡素化する、こうおっしゃつた。ところが今回生活保護の事務というものが、新たに医療において生活保護法による保護の基準等の第十四次改訂が行われることになりました。この第十四次改訂の内容についてはまだいづれ時間があるときに御質問させていただきますが、この改訂に伴つて同時に医療扶助実施適正化を指示するものが社会局主任者会議で示されておる。この前大臣はこの席上で明らかに医療扶助の事務は非常に複雑である、これは改革しなければならぬ、こうおっしゃつたが、これを見ますとちよつとも改革されてない。新しく示されたものは昔よりかまたむすかしくなつてきている。同時に健康保険の改正もやりましよう、こういうことだ。ところが健康保険を見るとちよつとも改正されておられません。しかも様式が全部変つたんです。変つた内容を見ると一つも変りばえがしてない。こういうことになりまして、請求書なり診療録を現実につけていける医者は大へんな損失です。診療録は何もかも変つていく。しかも診療録は症状や

原因を書き欄が少くなっている。審査を受けるときに症状や原因の書き方が少いとこれはけしからぬといつて怒るのです。ところが今度保険局で出した診療録の欄を見ると、自分たちの方の事務に都合のいいように診療の事実のところだけはうまく場所をとっておるけれども、医者の書きなげればならぬ症状の欄は非常に少くなっている。医者が症状を書きその原因を探求するのが診療録なんです。ところが金を取る請求のところが書かせるといふようなところに診療録といふものはまるっきり改正になっていない。それから健康保険の請求書を見てみると今度二号様式なうものは、初診のときに必ず百円までのものは百円取らなければならぬ、こういうことになっておるから、第一目の診療内容といふのが必ず明白にならなければならぬ、これは必ず医師会等と話し合つてやりますと言つたのに、出てきたものを見ると何ら変つていない、同じものが出ている。こういうように大臣が国会で答弁したこと、生活保護にしても健康保険にしても事務当局が全く実施しておらない。こういうことなら大臣の信任案を出さなければならぬことになる。事務当局に大臣の威令が行われていない。国会で大臣が言つたことを事務当局がきちんと誠実に実行するのが政治なんですよ。今八木さんが言つたことだつて同じなんです。こんなめんどろなものを持たして、これを今度はまた社会保険出張所に医者がつけて出さなければならぬ。こんな小さなものはなくなつてしまふのです。しかも薄っぺらな

くさん紙をとじたものにこれを一々今度つけて出す。一体こんなめんどろくさいことをだれのためにやらせるかといふと、社会保険出張所の事務のためにやらせる。高田さんは、今ここに八田さんが言つておつたが、社会保障といふものは深山幽谷だとおっしゃる。うだが、深山幽谷なんという認識を持っておることはけしからぬ。深山幽谷であつてはならぬ。社会保障といふものはもうだれでも上れる山でなければならぬのです。深山幽谷でやるような事務をわれわれにやらせるからこういうことになるのです。だからこういう点については早くやらなければ、これは貧しい者が一番困るのです。子供をうちにばつておいて奥さんが仕事に出る、子供が病氣になつた、近所の者が子供を医者にかかえ込んだがこれがない、仕事に行つておる奥さんを呼び帰してまた走らせる、それでなければ医者は見ることはできない。またこの見ることでできるかできないかの問題は、いづれ医務局長にお聞きします。が、医療券がなければ生活保護の患者は見ることはできないことになっておる。そうするとこの人は生活保護者で医療券を持つてこれらといふことがわかつておるのに、社会局は医療券を持つてこなければならぬと言ふ。医師法による応招の義務はどうなるかといふことです。人間の生命よりか保険局なりあるいは社会局の事務を中心に問題が論議されておるところにこういう間違ひが起つてくる。従つて私は今の八木さんと同じように、日雇い労働者の健康保険の手帳にこういうくだらな一枚の紙を出すならばこれで信頼しておやらない、そうしなければ

事務が滞滞してその責任はだれにかかつてくるかといふことです。しかも傷病名を書くのにしろとがやるのです。だから腹が痛いと言つてきたときに腹痛と書いておる。ところが子供の腹の痛いなんというの頭が痛くて何でも腹が痛いと言ふのです。来てみるとへんとう腹がはれていて腹痛でもない。ここに書いてある病名と診断する病名が違つてくるのです。私に言わしむるならば、そんなばかな行政をやるところに日本の保険行政が進まない原因がある。もつと医者を信頼して、これでおやりになつていいのですよ、即刻これでおやりになつていいと思ふ。私は療養担当者立場も知つております。患者も自分でやつて知つておる。これで何回か患者を役場まで走らせたかわかりません。取つてこなければ役場から怒られん。だからこつてに分ける必要はない。日雇い労働者であらうと健康保険の患者であらうとみんな同じ人間です。従つて役所が二十八日なり七十八日の資格ができたから、毎日面談しておるからと判を押してくれさせればそれでいい。子供が病氣にならうと自分が病氣にならうとこれを持つていけばいい。ところが今は本人が病氣になればわざわざ病氣のつえをつきながらこれを取りに行かなければかかれぬのです。この前も私は医療券について言いました。医療券だつて奥さんが病氣になつたらその小さい子供は取りに来られない。そうすると医療券がこないから医者は見なくてよろしいと保険局は言つておるのです。医師法の応招の義務はどういう関係になるかといふこと、そういうむずかしい問題が医療といふもの

にはからまつておるので、事務といふものは社会保険出張所であるいは社会局中心のもの考え方ではなくして患者中心のものの考え方をしてもらいたい、こういうことです。それができないならばこれは厚生大臣不信任です。この前大臣は生活保護については改正をすると言明しておる。してはいるのに今回のこの通達を見てもらなさい、社会局は一つだつて改善されてない。保険局だつて同じだ、一つだつてやられていないのです。

○高田(正)政府委員 その点について私からお答えいたします。今の健康保険関係の問題につきましてはできるだけ事務を簡素化したい、こういうことは大臣も御答弁になりましたし私どもも考えておるところでございます。それで今回の法律が成立をいたしましたので、その施行関係の命令を定めまして、その御存じのようによつて一ヶ月しかございません。しかもその間相談をいたすべし一つの団体の幹部が交代をいたすにたしまして、その間全部の期間をこれに投入することはできません。しかも五月一日から適用ということに相なつておりますので、できるだけ早い機会に政令等を出さなければならぬ、こういう事態に迫り込まれて、さやうな事務の簡素化といふことを検討をいたします。従つてこれは一応現在のまま出して、おいて将来の問題としてお互いに研究してまいります。それから具体的に御指摘の初診の際の問題につきましては、一部負担に関連した問題でございますが、それにつきましては七月一日までにその様式は改正しようといふ話し合

いで診療担当者の団体とも話し合ひをいたしておるわけでございます。さやうなわけで健康保険の方の關係をいたしましては、さやうな事務の簡素化といふふうな大筋の問題は、支払い方式とも関連をいたしますので、将来の問題として一つ検討いたします。ことに相なつておるわけでございます。なお日雇い労働者の受給資格証明書の問題は、先ほど八木先生にお答えしましたように、これにかかわるべき何かいい方法があれば、今滝井先生が一つの点を示されたわけでありますが、何らかいい方法があれば私ども今のやう方を固執するものではない、かやうに考えておるのでございます。

○神田国務大臣 先ほど八木委員の御質問にもお答えしたのでございませうが、重ねて滝井委員からお尋ねのようございまして、厚生省のいろいろな事務の簡素化、特に医療関係を対象とする事務の簡素化についてはしばしば御指摘も受け、私も責任を持つて一つ簡素化しようといふことをお答え申し上げておりました。その旨事務当局に十分指示してございませうが、何といたしましては年度の切りかえの際でございまして、それから今高田政府委員が述べましたように、交渉の相手方が当時はずきりしておらなかつたといふやうな事情等もございまして、とりあえず出ておると私ども考えております。根本的な問題は漸を追うてそれぞの機関と納得するの上で十分簡素化して参ります。私も簡素化については皆さん方から申されるまでもなく従来から非常に熱心な一人でございますので、述べられることは私全く同感なんです。ほんとうに同感でございます。

て、御示唆等も受けたようでありまして、から、それらも参考にいまして、なお一そう御支援願いたいという気持ちでございます。よく一つ検討いたしまして簡素化の実施をすみやかに、こういう考え方でございまして、御指摘については大いに尊重して検討いたします。

○滝井委員 関連質問で気の毒でございますが、実はすでに生活保護の医療扶助の実施の適正化の通達は四月の多分十一日に行われております。私が大臣に言った後に行われて、今よりか今度は事務ももっと複雑になって、詳細なことを療養担当者はやらなければならぬことになって、この点健康保険の診療録などは私たちが今と変える必要はちっともないと思う。診療録なんていうものは療養担当者に長年なじんできたものを変えれば、たくさん作っている人たちはそれだけ印刷料を損をします。しかも規定の診療録をやっておらなければ怒られるのですから。こういうものを朝令暮改、しょっちゅう変えていくことは、なるほどそれだけ役人がふえていくこともありません。しかしこれは実際の事務をやっている人はかかいません。年寄りなんかこれを覚えるだけで大へんです。毎月々々指針なんか変っていく。結核の治療指針が変ったために生活保護が変る。進歩のためには変らなければならぬでしょうが、それは複雑な方向に変わるべきでないと思う。変ったら絶えずそれを簡素化していくという事です。だから私は今の大臣のお言葉を信頼して、ある程度の時日を待ちます。そうして神田さんの誠意を一つ見たいと思うのでこれ以上追及

いたしません。

それから様式二の診療報酬請求明細書についてもちっとも簡素化が行われていない。今まで通りです。従って健康保険の新しい法令集が出た場合に、それがもとのままのものを出して、療養担当者の団体ができなかったからそれと交渉ができたので七月まで延ばすという事は、私はやはり誠意がないと思う。これだけの法律ができるだけの準備があれば、初診のときにかきめるくらいは一時も話し合ひはかかりませんよ。これはあなた方に誠意がない証拠です。それで、こういうものをわれわれの方に配付されておりますが、その内容を見ると、今までとちっとも変りません。あなた方は、自分たちが必要なときには、二回でも三回でも流れた法律でもしにむに通そうとするのです。それと同じです。自分の身をつねって痛かったときには、人の身をつねって痛いだらうということを考えなければならぬ。大臣がここで言明したことは、けんけん服膺してやるのが、政党政治のもっとおける事務当局の態度です。それが大臣がしろとだからといって、何とかかんとか理屈をつけて延ばせばお終いです。政党政治をやめた方がいい、官僚政治です。それでは政党政治の権威もない。自由民主党の権威も地に落ちる。反対党の権威が地に落ちることは、われわれ社会党の権威も地に落ちることを意味しますから言うわけですね。従って私は、一つ健康保険と生活保護と日雇い労働者の受給資格証明書というものは廃止して、事務を簡素化することを期待して、ある程度時日を待ちたいと思

○八木(一男)委員 今、同僚の滝井委員の言われたことで大体尽きておるわけでございますが、大臣に一つ御注意を申し上げたいことは、保険局長にやみを言うわけではないのですけれど、保険局長は、ここで資格要件を確認するためにそういう手続が必要だった、それは直すのにやぶさかでない、いい方法があったら聞くと云われるが、そう言われた言葉は誠意があると思

う受け取っておきますけれども、そうじゃないのです。受給資格は今言われましたように、腹痛で行ったり、また歯痛で取りに行かなければならぬ。そんなことは保険のいろいろな法規上も必要ない。受給資格が前に確認されて、翌日また歯痛で取りに行かなければならぬ。こんなのはむちゃくちゃです。保険局長は、こういう法規上のことを確認しなければならぬ。かつ、手続が今まで複雑になっておつた、直すのにやぶさかでないが、仕方なかったと言われるが、腹痛で受給資格を受け取った人が、翌日受給資格が変るわけがない。それをまた翌日歯痛で取りに行かなければならぬ。一番わかりやすいから申し上げるのです。そういう複雑なことをやっておく。受給資格だけ見れば、法律上は何にもないでしょう。腹痛だけ見ると、歯痛だけ見ると、それは、法律に一つも書いてない。それをやういふことをやっておく。そういうことをやっておくから、事務当局がいかにいろいろな関係があるのでいう手続はしようがないと言われている、もうじやない点がたくさんある。また、もっと国民全部を善意の人として見て、そして保険をよくするという意味だったら、断じ

てそれをすぐこのままでやらなければならぬ。責任をお医者さんにかけるのは気の毒だと言っておりますけれども、お医者さんそのくらの能力のこと、二十八枚数えるくらい能力のな

いお医者さんは日本中に一人もいないと思う。また、責任を持たせるのが気の毒だった、それは被保険者にかぶせればよい。責任は被保険者にして、手続はお医者さんに、二十八枚以上数えてもらえば、すぐ被保険者手帳はできる。そういうことについて研究したいと言えども、私は飛んでいきます。ですから事務当局が何と言われども、ほかの点は事務当局は権威者で、苦勞しており、熱心だけれども、手続に関する限りは、ともかく事務当局は複雑なのが好きです。ところが法律を生かすには手続を簡素化しなければならぬ。大臣は簡素化しようとしておられる。ところが簡素化したいという、この点はいけませんとチェックを受ける。チェックを受けるようでは、大臣のほかの功績が全部だめになってしまふ。だから大臣は、厚生大臣になられたことを国民のためにほんとうに意義あらしめるためには、こういうことを即時やっていた方がいいと思います。ほかの質問事項もありまして、同僚各位が待っておりますので、非常に残念ですが、日雇い労働者健康保険のことはこれで終りたいと思ひますけれども、これは大臣、保険局長、それから特に大蔵主計官に聞いておいていただきたいのです。日雇労働者健康保険法は内容が悪い。急速によくないければならぬ状況で、両院でもそういう附帯決議が何回もついている。そういうことが急速

に実現されておらないことは非常に残念でございますので、厚生省は大蔵省局長も猛烈に推進する、そして大蔵省はそういう立場に立ってそれに斧鉞を入れない。大蔵省の立場から考えても、そういうふうなやういふことによつて、いろいろな手続の点もあると思うけれども、たとえば傷病手当金

ができて早く診断を受ける、そして病状が悪化しないということによつては、んとうの意味の保険経済の赤を出さない、黒を出すということになるのですから、そういう点で財政当局としてもほんとうの意味の財政方針というものを考えていただいて、厚生省のやさやかな、普通のやさやかなくらの要求は出せるのでございまして、われわれはもっとやさやかでない要求を出すことを要求しておるのでありますけれども、それにおのを入れないというふうなせひしていただきたいと思ひるのでございます。この点について大蔵省側の御答弁を一つ伺いたい。

○小嶋説明員 ただいまの御趣旨よくわかります。その点につきまして厚生省の方も今年度におきまして傷病手当金を中心にいたしまして、それに重点を置きまして種々検討をなされるという話も伺っております。われわれもできるだけ日雇労働者の特殊事情を考えまして、財政の許す範囲内におきまして努力したい、かように考えております。

○八木(一男)委員 日雇い健康保につきましてはまだ申し上げたいわけでございますので、後の機会がございましたら重ねてそのときに質問させていただきますことをお許し願ひまして、ほかの質問に移りたいと思ひます。

〔野澤委員長代理退席、委員長着席〕

社会保障の立場から申しましたならば、予防よりも、現在苦しんでおる患者に対する完全な治療と財政的裏づけが根本義だと思つうわけでございます。ところが、治療については金がかかるが、予防は少して済むということで、少しの方へすりかえて結核撲滅というようなことをしておられるわけでござ

しばしばお答え申し上げております。うに、今後十カ年間に於いて、一つ、結核と取組んでこれを撲滅するだけの努力を払いたいということを省議として決定いたしまして、それに基いた諸般の施策を打ち出しておるわけであります。八木委員が結核撲滅対策についてなお一そう努力せいということについては、これはわれわれ激励をちょうだいしたというような気持をもちまして今後最善の努力をして参ります。特に予防はなお一そうやります。が、撲滅についてもさらに大きな努力をする、こういうふうな御理解をお願いいたします。

を進めていただきたいと思うわけでありまして、今厚生省の方では財政的な理由がありますからということで非常に遠慮しておられますけれども、そういうことではない。財政的な考慮というのは大蔵省の考えることで、厚生省としては結核撲滅についてこれだけ必要であるということであれば、そう

めに財政的な配慮なんという遠慮が、ちのことを言わないで、厚生省として理想的な案を立てられる方針で強力にやっていたかと思う。

それについて財政当局に申し上げたいたのでございますが、結核の問題については非常に大きな問題であるということとは財政当局おわりの通りでございします。こういうことによる日本の労働力の消耗、経済的な損失は非常に大きい。だから日本のすべての国家計画から考えると、一年に五百億を五年出したところ、十年出したところで、それが根本的に撲滅できれば決して損

きた。大きな国の政策という意味で、内閣が方針を打ち出したことを実行するという意味で、財政当局もそこにおのを入れる立場で考えていたのだと思います。この点について厚生省と大蔵省から総括的な御答弁を願いたいと思います。

○神田国務大臣　結核撲滅につきま

一番治療率が低い。ほかのものの平均が一〇・四％ということになっているのに、生活保護の人は六・八％、死亡の率は平均が七・一％であるのに二〇・九％である。これはパーセントかどうか、厚生省の調査ですけれども、数の単位をちよつと忘れましてけれども、そういうふうな比率で、生活保護の人が死亡率が普通の人の三倍もあり、それでなお率は半分くらいしかない。これは生活保護の人でもほかの人でも、医療は同じようなものをやられておるわけです。それが少いというのは、やはりそういうような栄養という面がその中の大きな要素を占めておる。ほんとうに給食が患者のそのときの療養なり、よくなるために役立つものであれば、補食の必要はないし、また役に立つものであれば、そういう差がでてくるはずがない。ところが現在全患者が補食しておる。ところが金の少い人は補食の質も悪いし量も少いということ、こういう差が出てきています。ですからまかない費が少いというところによってこういうふうになる。

まかない費が十分であれば、少くとも生活保護の人がほかの人と同じように、補食を込めてそれだけの栄養をとれば、死亡率が三倍だということではなくて、三分の一になることもできるし、治療率も倍くらいになることが出来る。ほかの患者にしてもそうです。ほかの患者にしても、もっとまかない費がよければ、自分で補食をしなくて済む。また補食をしてさらに栄養をよくすれば、もっとよくなるわけです。そういう点は非常に乏しいものであつて、げしからぬわけではございますが、こういう点について即刻改訂をして、

少くとも百三十円くらいに直されなければならぬと思うわけでございます。その点につきまして厚生大臣の御答弁を願います。――厚生大臣、聞いてもらわなければ困りますよ。

○神田国務大臣 結核患者の食事の問題につきましては、いろいろ御指摘の御意見に基づき承わつておりまして、これはできるだけ一つ十分なカロリーをとるようになつていまして、早く丈夫になつていただく、これは大事なことでございますので、お説ごもつても非常に憂慮いたしております。私も国立療養所等におきまして、食料の認識を深めまして、十分な対策を立てていきたい、こういうふうに考へております。詳細なことにつきましては、医務局長から答弁させることにいたしたいと思います。

○八木(一男)委員 けつこうです。今厚生大臣がその点について十二分に実現していきなさいと言われたということ、これは非常にいいのですけれども、これから厚生大臣にはもちろんいっていただきまうけれども、おまに医務局長にお話しますけれども、どうかその内容をよく聞いていただいて、今の九十四円、九十六円というのはあらゆる観点からめちやくちやなものであるということ、を御認識いただいて、即時変更すること、を厚生大臣として約束をお願いしたいと思います。医務局長に伺うわけでございます。医務局長は即時変えらる用意があるかどうか、そうと温食をとらせるとか、二重の献立

を作るとかいうことを言われましたけれども、これをやられることはけつこうであります。非常にいいことでございまして、一部にやられても、全部にやられておらないというのでは十分でございます。やられてないのは、その設備がない、ガス炊きさんができないということもございまして、やれといわれてもやられてないところがあることは明らかでありますから、そういうことをやられることはけつこうでございますが、全部にできるやうにしたい、ただかなければ困ること、そういうふうな温食をとらせるとか、あるけれども、九十四円、九十六円のワキでは、そつちの方でいかにやつたつて、カロリーなり蛋白質なりそういうものが十分じゃない。厚生省の調べられた栄養の所要量に對しまして達しておらないわけです。厚生省の公衆衛生局の栄養課の調査した結核患者の栄養所要量基準というものがございまして、けれども、カロリーにおきまして、蛋白質におきまして、脂肪におきまして、

脂肪が必要であるというのに、同じ厚生省のやつておられる国立療養所なり病院のそういうものがそれに達してない。そういう間違つたことはない。そういうことで、十分にそういうカロリーに達することができるよう、一つ金の方を上になければならない。そういうことについて、医務局長は即時変えらる用意があるかどうか、そういうことを伺いたい。

○小澤政府委員 御指摘のごとくに、施設によりましては給食関係が非常によくなつてきた施設もございまして、また旧態依然たるところもございまして、そこで私どもは、非常によくなつた施設をモデルといたしまして、全国的にいい給食を出すことに目下努力しておりますのでございまして、たとえば患者の温食の点について御指摘がございましたけれども、給食がよくなつたところで、ほとんど買い食いはしないで済むに近しい状態に改善してきております。また給食改善が十分でないところにおきましては、比較的補食をしなればならないという状態が起つております。私どもは努力いたしまして、全国一律に、この補食がなくて済むやうな患者の給食状態に持ち上げていきたいと考えております。また結核患者の公衆衛生局で出しました結核患者の栄養必要量でございますが、実はこれにつきましては、私どもも国立療養所におきましてはこれに比べてどうであるかというのを検討したことがございまして、少し古いのでありますが、昭和三十一年三月三十一日の食事につきまして検討いたしました。この公衆衛生局の基準というのは、絶対安静の患者であれば何カロリー、あるいは蛋白質何グラム必要であるか、中位の患者ならばどのくらい、とどの出歩くやうな患者ならばどのくらいというやうに、各別々に基準ができておりますので、結核療養所に入院しております患者をこの患者区分に分類いたしました。それぞれ計算いたしました結果は、所要量の平均は公衆衛生局の基準によりまして、二千二百九十五カロリーというところになっておりますが、国立病院、

療養所は二千三百八十九カロリーで、カロリーにおいてはややまきつておるのであります。ただ、蛋白質と脂肪においてやや不足しておるという現状でございます。これは、先ほども申し上げましたように、給食をよくする一面におきまして、将来ともに予算を増額するということに努力していきたいと考えております。

○八木(一男)委員 端的に申し上げますが、来年度の予算が組まれるときに、給食費を大幅に引き上げられる御用意があるかどうか。

○小澤政府委員 大幅といへばどの程度の幅でありますか、これも研究しなければなりませんけれども、来年度におきましては、私どもは現在よりか増額して要求したいと考えております。

○八木(一男)委員 その点について、厚生大臣、それを実現させていただけるとか、はつきりとお約束をお願いいたします。

○神田国務大臣 今小澤政府委員の答への通りでございます。増額したいということは厚生省の考え方でございます。これは今端的に述べられたわけでございますが、約束しろということでございますので、私は十分貫徹に努力いたしますが、どうも相手のあることでございます。約束を申し上げてしまふということでは、かえつて実現を困難にするおそれがある場合もございまして、これは慎重にやつて参りたいと思ひます。十分努力いたしまして、御期待に沿ふやうにいたしたい、こういう考えでございます。

○八木(一男)委員 時間がありませんので非常に残念でございますが、この

給食につきましては、これは小熊さんも厚生大臣も聞いておいていただきたいのですけれども、実は私立病院では

なんかしないということにしていた
きたい。大蔵省のお考えを伺いた
いと思います。

にしても療養所にいたしましても、材料費だけの問題でカロリ―、栄養の問題を見るかどうかというような点につき

○八木（一男）委員　もう一つ最後に特に国立病院のことを申し上げたいのですけれども、国立療養所のいろいろ

うのは、自分で衛生知識がありながらも過酷な、そういうような条件で休みがとれない、無理やりに働かされると

百三十八円でやっておる。ところが九十四円、九十六円というものは非常に乏しいものです。今設備をして補食が少なくなっているというような議會答弁をなさっておられるけれども、そうでなしに、カロリーのいろいろな答弁を

○小獣説明員 国立結核療養所の材料費の単価でございますが、これにつきましては話も十分伺ったわけでございますが、厚生省の方からそういう要求がありました場合は、慎重に検討いたしまして……。

ましては、私どもの方も十分検討しておりますので、そういう点を、たとえば労務費、いろいろな管理費でございませぬ、給食設備とか、そういうような全般の問題、それらとあわせて検討しなければならぬ問題だと思います。

の割引の問題とか、いろいろの問題がございいますが、国立病院が九十六万、国立療養所が九十四万というのはとてもないことです。びんはねと断言してもいいような状況だと思う。国立病院の方の課長もおられるらしいです。

いうところから来ているわけでございます。非常に大きな人間問題でございます。まして、そういう問題を解決するため、産前産後のときに十分に休み得るように産休の要員を別に作る必要がある。この点につきまして、厚生大臣並

されましたけれども、こんなものでは
 足りないことは、明らかに厚生省とし
 ても認められておられるわけです。そ
 れで私立病院では百三十八円というよ
 うな状況をとおるが、百三十八円
 だって足りない。栄養物が多ければ多

○八木（男）委員 その、慎重に検討いたしましてのあとが聞えなかったのですが、もう一ぺん……。

○小熊説明員 慎重に検討いたしたいと思います。

○八木（男）委員 そのあとちょっと

す。それで普通の私立の病院ともそういう面で全般的に比較する必要があるのではないでしょうか。それでしかも非常に悪いのだというのであれば、これは財政の許す範囲内において予算化するということに努力いたしたい、このよう

けれども、九十四円ということは実にけしからぬ問題でございます、即時変えることに――今までけしからぬ状態を続けておられたのですから、療養所課長とともに一生懸命になられることをお願いして、ならない場合はわ

びに關係の局長の方々はぜひこれを實現していただきたいと思ひますが、その点についての御答弁を願ひたい。

○小澤政府委員 病院勤務看護婦の出産というのは、従来は数が少くてほとんど問題にならなかつたのであります。

いはど患者は早くおぼるし、そしてはかの医療費が減るし、そしてそれだけ国民の不幸も少くなつて幸福がふえる、こういうことなんです。だからこういうことは勇敢にやっていた方がいい、来年夏に厚生省としてはぜひとも

おつしやつたでしよう。

○小熊説明員 十分検討したいということでございます。

○八木二男委員 慎重に検討いたしまして、あとを善処とか実現に努力といたしまして、いふようなことを言われたら、このことを

に考へております。

○薩本委員長 委員諸君及び政府当局に申し上げます。時間の都合がありますから、委員諸君並びに政府御当局の質疑及び御答弁、ともに簡潔に願います。

れわれは断じて承知はできないということを申し上げておきます。御答弁は要りません。非常に残念でございましたけれども、この問題について後刻さらに機会があつたら取り上げさせていただきますが、今厚生大臣が言つたことと

けれども、この一兩年來急速に増加いたしました。私どもといたしましても捨ておくことはできない、産前産後の休みを与えて母子ともに健康にしてやらなければならぬと考えております。

まかない費をふやすということをして
いただきたいと思う。特に、これは数
年間まかない費はストップのままで
す。その間に点数がふえている。点数
がふえているのにまかない費がストッ
プされている。これはインフレ生活

聞えないで聞き直したら、慎重に検討に戻った。これは非常に困るのです。慎重に検討されることは、これは財政当局として必要でございましょう。しかし慎重に検討して、正しいことで、

○八木(男)委員　そういうことで厚生省はこの民間の方が百三十八円、それから四年間も点数が上りながら上げなかった、それから厚生省自体の統計による栄養所要量に達しておらない、

問題には打ち切りたいと思います。

この問題を離れまして、次に国立病院
院なり療養所なりの看護婦さんの産前

を、休んでいる間は雇ってもらおうといひ、

ないわけですから。そういう点もありますので、小熊さんもよく聞いていただきたいと思いますが、点数をふやして取るものはふえているのに、厚生省の方では出す方のものをふやさない。こんな

することにはならぬことである。おくれである。
 ということであれば、財政当局としてもそ
 ういうことを財政計画に入れられなければならぬ。慎重に検討してという
 言葉が入っているのだから、慎重に検
 討して、よいものであったら実現する

それから現狀として貧しい人が補食は苦しんでやっている、そういうこととにかく金のない、補食の少ないながらもほかの人より、より少ない人が死亡率が多い、治癒率が少いという現況からして、厚生省の責任上直ちに給食費を

問題であります。簡単に申し上げますけれども、今産前産後の看護婦さんの要員の定員が非常に少ない。そういうことで看護婦さんの結婚された方が、産前産後の休みをほとんどとっておらるけれども、産後の休暇に關しますかわりの要員の

あるならば、こういう考えあるいは別の方法等を考えていきたい、かように考えておる次第であります。

○八木二男委員　そういう考えを

インチキな話はない。療養所や病院が商売みたいにもうけようと思つてやつていゝと言へるわけですが、そういう変な工合になっておりますので、来年度には必ずふやしていただくということ、厚生省はやつていただ

思います。もう一回御参り願いたいと思います。

○小幡説明員 ただいま慎重に検討し

○神田国務大臣 その通りでござい
上げることを強力に推進していただく
ということをお了解になったとして、
この問題を考えていただきたいと思い
ますが、その点について厚生大臣は
よろしゅうございますね。

す。看護婦さんは非常に衛生知識がある人でございますから、変な、間違った生活態度をして異常な出産をするというようなことはないはずなのにと、一般に比して看護婦さんの異常出

とっておられますけれども、そういう要員を流すとその要員のワケがあつて十分でないということで、ほんとうは法制化していただかなければならぬと思う。学校の御婦人の教職員の問題で、産休の代替の要員の問題がこの前

く、大蔵省はこれについて値切ったり

てと申し上げましたのは、これは病院

36100

産は猛烈に数が多いのです。それとい

通りました。学校の方ももちろん必

でございますが、看護婦さんの異常出産は学校の人よりも多いという現状からして、厚生省の方は特に看護婦さんのことを考えられて、そういうような的確的な方法でなしに法制化して、代替要員を確保するようにぜひ来年度していただきたいと思ひます。その点につきまして、局長の御答弁でけっこうであります、最後に厚生大臣、お二人から御答弁をお願いします。

○小澤政府委員 看護婦だけににつきまして代替要員を確保するために、法制化するということは現在考えております。これは行政の運用によりまして、もしも予算が足りなければ必要な予算をとりまして、代替要員を運用によって確保していきたい。現在のところではさように考えております。

○八木(一男)委員 現在はそのうですけれども、厚生大臣にお願いしたい。実は看護婦さんの異常出産がほかの人よりずっと多い。この前産休要員の法律が通った学校の先生たちより多い。自分に衛生知識を持ちながら多いというのは、非常に過酷な労働条件で無理やり働かされる、そういうことでその人たちがそういうことになる。そういうことになるので逆に結婚をしちゃいけない、結婚したら首切るとか、そういうような実際の圧迫もある。そういうことは非常な人道問題なので、厚生大臣としては産休要員の定員を確保するように、また結婚したら首切るとかいうような圧力にならないようにしていただきたいと思ひます。それから、産休要員の法律を出すこと、それから不当な圧迫を行わないように、現在の厚生省の厚生行政を十分に気をつけ

て運用されるということについての総合的な御答弁をいただきたいと思ひます。

○神田国務大臣 看護婦のお産の要員について大へん御心配のようでございますが、ただいま国立病院あるいは療養所等におきまして、お産をする場合に特別の措置を申しまして、首切にあらぬ昇給を停止するか、そういったような不人情のことを考えており、あるいはこれを実施したというように例は聞いておりません。そういうことは本省といたしまして、また療養所、病院等といたしましても断じてそういうことがないように指示しておりますので、これは御安心願ってけっこうじゃないかと思ひます。そういうことでございまして、法制化をしようというところについては、目下のところ考えておりません。

○八木(一男)委員 厚生大臣、そうじゃないのです。そういうことが実際に行われている。行われておりませんというの局長から聞かれてそう御答弁になった。方々で行われておる事態を持って参りますから、そういうことが行われないようにする、そういう異常出産が多いような状況でございまして、法制化をしていただきたい。現在考えていないことは仕方ありませんけれども、これから考へて法制化の努力をしていただきたいというところをお願いしております。ですから法制化の努力をするというところを、努力でいいです、努力をするということ、それからそういうことは圧迫がないようにしていると言われているけれども、なお調査をして圧迫がないようにするとか、そういう声を聞いて即時調

べてもとへ戻す、そういう悪い監督者を直させるようにするということだけの御答弁をしていただかなければならぬと思ひます。そういうことぐらひは、当然りつばな厚生大臣である神田さんは御答弁でできると思ひますから、即時御答弁をお願いいたします。

○神田国務大臣 今私がいないというところは、また将来ともさようなことがあつてはならないことでございまして、十分な注意をし、監督をし、ということにつきましては例があるということでございますので、なお一そう監督の最善を期したい。御了承願ひたいと思ひます。

そこで今の法制化の問題でございしますが、実はこれは私、はなはだ恐縮であります。今初めてその法制化の問題を承わったわけでございまして、十分検討いたしました。その必要があれはまた十分御審議をお願いするような段階にならうと思ひますが、ただいまその答弁をせよ、こういうことでございまして、その考えは持つておらぬ、こういうことを申し上げるのでございまして。御了承願ひたいと思ひます。

○中山(一三)委員 この問題につきまして、私も関連してお願ひしておきたいと思ひます。ここには産婦人科の先生はいらっしゃらないようでございます。それから何でございまして、私が聞いているところによりますと、妊娠中に激しい勤務につかれますと、羊水過多症というものがございまして、これは必ず異常児が生まれております。私もその実際の例を知っております。二子

ではないかと思ふようなおなかになりましてお産をした人がありまして、それが羊水過多症でありましたために、その生まれまして子供は腸閉塞になつておりました、そして生まれましてすぐ子供が排出いたします便が出ませんので、流産してしまつたところが、それでもつてかつと悪くなりまして、すぐになくなつたケースを私も聞いております。男の先生方はほんとうはそういうことはあまりお耳に入らない、厚生大臣もやはりお耳に入らないのじゃないかと思ひますが、私も現実に見て、看護婦さんたちにお目にかかりまして、いろいろな陳情を伺いますと、こういうこともやはりある。それでとにかくその時期に近づいたら休養させてもらおうと思ひけれども、人員が不足で完全看護ということが何人かの患者を受け持たなければならぬということ、どうしても人手が足りないということ、私ははしきりに陳情を受けているわけでございまして。そういうわけでございまして、どうぞ一つそういう職業にある人は、結局主人の収入が少いためにアベックの生活計画を立てなければならぬから、こういうふうな場合に追い込まれておると思ひますので、どうかこの方面についてもだんだんと厚生行政がよくなつておりますから、もう一段とその弱い立場に立つておる女性のために一つ善政をしいていただきたいように、できましてならば今八木先生もおっしゃいましたように、やはり何かよりどころを作っておきま

せん、どうしてその現場において、は、こういうふうなことが起つてくるのは、私も現場を見ておりまして、明らかにありますので、どうぞ一つ御

当局はこういう面をお考え下さいまして、できるだけの善政をこういう人たちのために下さいますようにお願いいたします。

○小澤政府委員 看護婦等の出産につきまして、その出産の実態を調べまして、今後は今御指摘のようなことがないようにしたいと考えております。

○藤本委員長 受田君。受田委員、私は国民医療行政上の問題点について、一言だけごく簡単に申し上げますから、大臣に所信を表明していただきたいと思ひます。おととしの二十二国会で、国民医療上に影響のあるあん摩師、はり師、きゅう師、柔道整復師等のいわゆる医療類似行為の関係者に対する法案の改正がされたのでございまして、その中には昭和五年の警視庁令の取締規則が認められた、いわゆる医療類似行為の中の指圧とか、電気、光線あるいは温熱、刺激等の業務に従事しておる人々が、当時八年間延長された業務をもう三年延ばすという規定が定められました。ところがその規定を定める際に、国会でいろいろ論議されたのでございまして、現に国家が認めておる仕事を長年にわたつてやつておられる、しかもまじめに国民保健上に害がないと認められておるものに對しては、これは三年の期間のうちに何とかその措置をとつて、あん摩師になることのできないような立場の人に対して、道を開くべきでないかということになりまして、この法案通過の際に、附帯決議として「医療類似行為に関しては、政府は引き続きその業態を把握、検討の上左記事項に關し適當なる措置を講ずべきであ

る。その附帯決議の第一項は「第十九条第一項の規定による届出をしたる既存業者」すなわち先ほど申し上げました医業類似行為者の中で、正規の手続を経て長年にわたって社会的に業務を続けておる人で「本法に認められない者」については猶予期間中に充分な指導を行い、国民保健上弊害のない者については、その業務の継続ができるよう適切な措置を速かに講ずること。第二が「あん摩師等のうち身体障害者については、本法運営上その業務に支障なからしむるよう万全の措置を講ずること。第三は「無免許あん摩その他これに類する者に対する取締を厳にし、その根絶を期すること」という附帯決議を付して、国会はこの法案を通過せしめたのでございます。当時の情勢は、長期にわたって國家が認めた、社会的に有害でない立場で認められている人々、それを国法で禁止するというのは、憲法上の業権の剝奪であり、生存権の剝奪であるという意味から、この法案を通す立場上政府の顔は一応立てるが、実際の取扱ひにおいては附帯決議の趣旨を十分考慮して措置をすべしという、全会一致自由民主党、社会党あわせてこれに賛意を表して附帯決議を付したのでございます。この国会の附帯決議によるところの「第十九条第一項の規定による届出をしたる既存業者」まじめに業務を長期にわたってやっているのを國が認めておるその業者で、期限がきてやめなければならぬという立場の人に対して「本法に認められない者については」ということは、本法で認められない、たとえば年をとって試験を受けることもできない、あん摩師に転換することは自分の

信念としてできないというようなまじめな人に対しては、猶予期間中に適切な指導を行い、国民保健上弊害のないものについて、その業務の継続ができるよう適切な措置をせよと国会で意思決定したのでございますが、この意思決定に対して、大臣はこれを十分尊重する方針をもって今臨んでおられますかどうですか。

○神田国務大臣 今受田委員のお尋ねになりましたことは、きわめてこれは重要なことでございまして、同時に、この対策を政府が今日までとっておらなかったということについて、私も実は率直に申し上げましてはなはだ遺憾に存する次第でございます。そこで今までのことはいたし方ないといいたしまして、今後の対策に対する所見を述べろということでございますが、厚生省といたしましては、この附帯決議は十分尊重いたしまして、その趣旨に沿うような配慮をいたしたい。すなわちもう具体的な申し上げますと、今までいろいろな事情でその附帯決議の趣旨が一つも実行されておらないようでございますから、これから一つ実行をはかる、またそのやり方によりましては、あるいはもう一ぺん法案の改正等もお願いしなければならぬというような事態もあらうかと思ひます。いずれにいたしましても至急この附帯決議の趣旨に沿うような対策を立てまして善処いたして参りたい、かように考えております。これははっきりと一つお答え申し上げます。そういう方向を早く打ち出して、附帯決議の趣旨に沿う、こういうことでございまして、御了承願ひたいと思ひます。

○野澤委員 関連して、今、重ねて法律の改正もしなければならぬという意味は、ただその猶予期間を延ばすような改正の意味なんですか、それとも療行爲の実態に即して、既存の業者の既得権を認めようというお考えなんですか、この一点をお聞かせ願ひたいと思ひます。

○神田国務大臣 その両方とも考えなければならぬのじゃないかと思つております。延長しなくても解決できるような延長する必要があると思ひます。私は率直に申し上げましてあの附帯決議は真に尊重しなければならぬ、このいう考え方でございますので、その最善を期したい、そういう意味におきましてははっきりお答え申し上げておいた方がいいのではないか、こういう意味でございますので、両方の意味を合せて考えておる、こういうふうな考えをいたしたいと思ひます。

○野澤委員 簡単ですからもう一点。なおあんまの試験を受けなければならぬということ、各府県の実況を見ますと、実は講習をやるについても二十万も二十五万も金がかかるのです。その費用の出場所が全然ないので、これに対して厚生省はおそらく予算を請求して成立しなかつたと思うのですが、全くこれは厚生省の手落ちだと思ふのです。これらの点に關しましては至急対策を講ずるなり、あるいはまた予算もとれない、講習もやらない、試験も受けてない、だから法律の内容を変えてもよろしいのだ、こういう進歩的な考え方でお考えならばそれでけっこうであります、いずれにしても予算措置というものは厳

重に大臣の方から監督すべきじゃないか、こういう感じがいたします。

○神田国務大臣 ただいまのお説の通りでございます、そういうものすべてを含めて最善を期したい所存でございます。

○受田委員 これは昨年の暮れの北國新聞に出ていた記事でございますが、「生業が絶たれる」と言つて二人の娘を抱えた女電気治療師という見出しで、この法律の猶予期間中に転業しなければならぬという不安を持って、長期にわたつて、娘二人をかかえてまじめにやっていた電気治療師がついに夫の死後に首つりをしたという事件があるわけでありまして。こうした不幸な事件が起つておることを考えまして、長期にわたつてまじめに業務を続けた人々に対して、政府がその業務の継続について誠意を持って積極的に努力されることを今約束いただいたわけでありまして、大臣におかれましては、どうか具体的にこの附帯決議の線を実施に移すことに御努力をいたいただくことをお願い申し上げます。

○藤本委員長 午後三時まで休憩いたします。

午後一時二十三分休憩

午後三時十五分開議

○藤本委員長 休憩前に引き続き會議を再開いたします。

角膜炎移植に関する法律案を議題とし、審査に入ります。まず提出者より趣旨の説明を聴取いたします。中山マサ委員。

角膜炎移植に関する法律案
角膜炎移植に関する法律

(この法律の趣旨)
第一条 この法律は、角膜移植術による視力障害者の視力の回復に資するため、死体から眼球を摘出すること等につき必要な事項を規定するものとする。

(眼球の摘出)
第二条 視力障害者の視力の回復を図るため角膜移植術を行う必要があるときは、医師は、死体から眼球を摘出することができる。

2 医師は、前項の規定により死体から眼球を摘出しようとするときは、あらかじめ、その遺族の承諾を受けなければならない。ただし、遺族がないときは、この限りでない。

3 前項の承諾は、書面をもつてするものとする。

(摘出してはならない場合)
第三条 医師は、変死体若しくは変死の疑のある死体又は角膜移植術を受ける者に疾病を伝染させ、その他危害を与えるおそれのある疾病にかかつていた者の死体から、眼球を摘出してはならない。

(礼儀の保持)
第四条 第二条の規定により死体から眼球を摘出するに当つては、礼意を失わないように特に注意しなければならない。

(眼球の取扱)
第五条 厚生大臣は、第二条の規定により死体から摘出した眼球の使用の適正を図るため、当該眼球の取扱に關して必要な定をすることができ。

(使用しなかつた部分の眼球の処理)
第六条 厚生大臣は、第二条の規定により死体から摘出した眼球の使用の適正を図るため、当該眼球の取扱に關して必要な定をすることができ。

第六條 病院又は診療所の管理者は、第二條の規定により死体から摘出した眼球であつて、角膜移植術に使用しなかつた部分の眼球を、厚生省令の定めるところにより処理しなければならない。

第七條 前條の規定に違反した者は、五千円以下の罰金に処する。

附則

この法律は、公布の日から起算して三箇月をこえない範囲内で政令で定める日から施行する。

○中山(マ)委員 ただいま議題となりました角膜移植に関する法律案につきまして、提案の理由を御説明申し上げます。

現在、わが国には二十万をこえる視力障害者がありますが、このうち相当数のものは、角膜の移植を受けることにより視力を回復する可能性を有しているものであります。

しかるに、現行法制下においては、死体から角膜を摘出することは、死体損壊罪との関係から問題があり、ために角膜を移植することが困難な状況にあります。

このような状態にかんがみ、視力障害者の視力の回復をはかるため角膜移植術を行う必要があるときは、医師は、適法に死体から眼球を摘出することができるとし、視力障害者の視力の回復に寄与しようとするのがこの法律案を提案いたしました理由であります。

本法案のおもなる内容といたしましては、特に死体に対する国民感情を尊重する趣旨から、死体から眼球を摘出

することができず、角膜移植術を行う必要のある患者が特定している場合に限り、かつ、その死体に対する礼意保持について特に規定を設けてお

り、また、角膜移植による疾病伝染等の危害防止の見地から伝染性疾患により死亡した死体等からは眼球摘出を禁止しているほか、眼球の取扱ひ、使用しなかつた部分の眼球の処理等について規定を設けておるのでございます。

何とぞ、慎重御審議の上、すみやかに可決されるようお願いいたします。

○藤本委員長 以上で説明は終りました。

なお本案についての質疑その他につきましては、後日に譲ることといたします。

○藤本委員長 次に労使関係、労働基準及び失業対策に関する件について調査を進めます。

発言の通告がありますので、これを許します。井堀君。

○井堀委員 労働基準法の施行の現情と、労働者保護行政について、労働省当局の所見をたじたいと思ひます。言うまでもなく、労働基準法が労働条件の具体的最低基準を定めたものであることは明らかでありますが、この法律は言うまでもなくわが国の国作りの目標であり、また文化国家、民主国家を急速に成長発展せしめるか、あるいはそれを阻害するやうな結果をもたらすかの基礎的な一つの働きをするものであると私は考えておるのであります。き

わめて重視をしておるわけであり、す。従ひましてこの基準法の運営が厳正かつ完全に実施されているかということ、具体的な事例を一、二あげて

お尋ねをいたしたいと思ふのであります。

そこでこの基準法の最も重要な点として、労働時間、労働賃金の問題は労働条件の中でもきわめて重要なことは今さら申し上げるまでもありませんが、ことに労働時間の点については国際的な一つの基準が設定されておりますことも、われわれにとつては重大な関心事の一つでありまして、たとえば四十八時間制あるいは時間外労働の禁止、また週給制や年次有給休暇制のこ

とものは、一つの国際的な最低基準がありますことも申すまでもないのであります。こういう国際的な最低基準というものを犯して今後日本が国際市場に進出しようということがもう全く許されぬことは、あまりにも明確な事柄であつて、こういう点から考えましても労働基準法が厳正かつ完全に実施されるかいかということは、日本の経済発展の上にも国民福祉の基礎をつちかう上にもまた公正な世界の自由競争の中に進出する上からいっても大切なことであることは申すまでもないのであります。こういう基準法の持つ使命の中で労働時間の点について、またこれはもう基準法を待つまでもなく支払われた労働に対する賃金の未払いや遅配があつてはならぬことは申すまでもないのであります。しかしこういう事実があとを断たないということも事実であります。このために労働行政といふものがいかに重要な地位に立たされておるかということをおはしこの機会に強調したいのであります。

この点について具体的な事例として、労働省の方にも提出されておると聞いておりますが、去る五月七日

付になる全国繊維産業労働組合同盟が労働基準法違反の摘発をいたしております。一部はすでに告発をいたしておりますわけであり、この内容を拝見いたしまして、私はむしろ以上申し上げた労働基準法というものが厳正かつ公正に適用されていらない一つの現われでないかとすら思われるのであります。この点について労働省の所見を一つ承

わつておきたいと思ひます。

○百田政府委員 ただいま御質問のありました全職同盟が先般四月初旬、全国と申しましては浜松、愛知、大阪、石川、福岡、この五カ所、百六十三の工場につきましてはゆる摘発と申しますかこれをやりました。その結果に基きまして約二十二か三の工場、現在少し減つております。現在直接監督等に告発されてきたものもござい、また告発準備中のものもあるようであります。これらにつきましては基準局といたしまして当然一般の司法処分の手続に従ひまして、裏づけ調査をいたしまして司法処分にすべきものは司法処分にすること、現在受け取つたところにおいてはすでに準備を進めておるやうな次第でござい、ただいま一般的にお話にござい、した労働基準法の施行状況につきまして、お話の通り基準法施行以来十一年ということになりましたが、いまだに相当多数の違反が担当官によつて摘発されておるわけであり、特に御指摘のやうに労働時間の関係あるいは休日

の関係という面におきまして非常に多い。特にまた中小企業面におきましてそれが非常に多いということも事実でござい、われわれといたしましては限りある能力ではござい、すけれども、

できるだけこれらの是正に全力をあげて努めておりますが、依然として違反の件数が相当発見されるということはきわめて遺憾に存じております。従ひまして従来のやうに単に違反を発見して直せと戒告する、あるいはまたそれをしかる、察するといったやうなことをしなかつたのでは、またそれが一定の年月後には必ずするとあつて、現

在特に中小企業面における違反が多いということも遺憾ながら事実として認めざるを得ませんので、いかにしてこの状態を法の水準まで近づけるかというところに非常に苦心をいたしておる次第でござい、これがためにはわれわれといたしまして単に事業場に臨んで違反の事実をただ発見した、だからチェックしておるのだというやうなことではなく、その違反の内容並びに程度、それからそのよつて来た原因といふものを掘り下げて、これを監督することによりまして、これに対していかにしたら是正できるかということ、現在慎重に研究いたしまして、それによつて適切な措置をとり、非常に悪質なものとはどんな司法処分に付していく、こういうやうな態度で現在参つております。

簡単にござい、ますが、これが現在の施行状況でござい、ます。

○井堀委員 こういう労働基準法違反の疑いのあるもの、全く違反の事実が指摘されておるといふやうなことは、こういう組織労働者の場合で初めてで

きるのであるが、基準法第二條は言うまでもなく労働対等の立場における労働条件をうたつておるのであります。

第一類第七号 社会労働委員会議録第五十二号 昭和三十三年五月十六日

他の労働法の関係を開断判断すればわかる。労働法等とは、労働者側が組織されて初めて対等の地位が生まれてくることは明確なものです。この摘発されておる事業場はおおむね組織がないのであります。しかもその雇用されておる労働者の構成を見ると女子労働者、年少労働者が非常に多い。こういうものは言うまでもなく基準法で最も峻厳に適法化されて、違反の事実が仮借なく摘発されてそういう措置が行われるということが一方であって――あなたは今そういう事態を未然に防ぐという御主張をなさいましたが、そういう労働行政は私も賛成であります。しかしそれは一方に法が厳重に実施されて初めてそういうようなことが可能になってくるのであります。今日私は全国の監督行政の機能が十分だとは言いません。もっと充実強化すべきものであると考えるのであるが、しかし現在の機能をもちてこういうものが摘発できないということは私にはいはずだと思ふ。この点は非常に重要なことだと思ふのであります。しかも監督局長は全面的な責任を一身になうておられる立場であります。もしこういうものが労働組合の力によって、すなわち他の組織労働者の力によって摘発されなければならぬということが当りまえだというふうに行行政が考えてくるようにになりましたらば、私は法治国としての存在価値が疑われると思ふのです。非常に重大なことだと思ふので、お尋ねいたしますのに非常に前提が多かったのであります。お尋ねをいたすのであります。労働大臣

他の御都合もあるようでありますから先に労働大臣の御所見を伺つて、それから基準監督局長、婦人少年局長のそれぞれの立場からいろいろお伺いをいたしたいと思います。

労働大臣今おいでになりましたが、あなたがおいでになる前に申し上げたのですが、労働基準法についてはいろいろな説はあろうと思ひますが、一番私どもの基準法に期待をかけているのは、日本の労働者の中でも組織の非常におくれている労働者、よし組織があつても少年、婦人のような社会的にまだいろいろな悪条件の中に拘束を受けている人々のための特別の保護というものが、労働行政の中に非常に深いウエイトを占めておると思ふ。本日はそういう関係に集約してお尋ねをいたしておるわけですが、そこで労働行政の一般については、今国会開会当初に所見を伺つたのであります。ここに記録を持ち合せておりましたけれども、私の記憶が間違つていないとするならば、労働行政については温暖というごときマホメットの例証まであげて御主張があつた。いいところがある。そこでこの基準法の運用の中でこの精神を生かしていただきたいと思ふ。私は労働基準法の当面の行政の責任のある事柄をあげて今お尋ねした。時間の関係で詳しいことは労働大臣に申し上げにくいから、あとで局長から報告を受けて善処されることになると思ひますが、基本的な考え方をこの際、二回しておきたい。

労働基準法の求められている一般的なものは、冒頭に申し上げたように、日本の新しい国作りの一つの基礎、言いかえしますならば、民主主義は万人の人格の尊重から出発していることはいまさら言うまでもありません。そういう意味で、今日経済的に劣勢な立場に置かれておる人々のために労働法は考えられている。労働立法の中における基準法の地位は、特に憲法二十七条の第二項を受けて設けられた法律であることはあまりにも明確であります。しかも賃金、就業時間、休息その他労働条件について憲法の命じておりますことは、他の条章に比べて比較的具体的なものであります。それが労働組合法や労働関係調整法やその他の労働法と違ひます点は、国の保護が直接加えられなければならないということと規定しておる点であります。この点では他の行政と異なつておる。労働行政に對して具体的な義務を国の意思である憲法が命じておる点を私は強調したいのであります。こういう立場から、もしこの法が軽視されたり、あるいはその運営が誤るようなことになるとすると、私は法治国の基礎はくずれてくると思ふ。だから、この基本的精神は動かしてはならない。

こういう点で、ここに私が具体的例をもつてお尋ねしておりますことは、先ほど基準局長から御報告がありまして、先ほど、この全職同盟によりまして、直接自分の組織ではない労働者のために扱われた非常な努力の跡がよく表れておる。しかも日本の代表的な地域を五つにわけて、百六十六事業場について熱心な調査が行われて、その過程において摘発に値するようなものを漸次具体的に報告され、最も悪質だと思はれる二十三のものだけをあげて告発した。こういう報告をしておりまして、しかもこれを見ますと、一々当該

労働者や、これを目撃した人、あるいは近所に住居しておる人たち、非常に信憑力のある参考人の調書が添えられておる点が注目すべきだと思ふ。こういうような違反の事実があげられてきた以上は、もうこれはちやうちよするまでもなく、直ちに労働行政、特に監督行政の点で峻厳に法を發動すべきものと信ずるのであります。しかし国会開会中のことでもありますので、一応労働大臣の所見を伺ひ、またその結果を私どもも見守つていきたいと思ひます。この点は他のことと違ひまして、法律で明示せられた、きわめて明確なことでありまして、この際労働大臣の所見をたゞして、政府の所見として承知をいたしたいと思ひます。

○松浦国務大臣 御指摘になりましたように、労働基準法は労働諸法律の基本法律となるべきものでありまして、いわば労働法ともいえると思ひます。その基本的精神はどこまでも守り通して、よき労働の慣行を作つていかなければならぬ、かように思つております。労働基準法のあり方について、これは井堀さんもよく御存じであります。終戦後にできた労働基準法は日本のあるゆる階層の労働者全体に、一律にこの法律を守るということが今日できておらぬ実情にありますから、各所にこの法律に照らすならば、特に中小企業、零細産業においては、ほとんど違反の中にあると思つております。そこにたまたま二十三件というものが摘発されたということでありまして、今回の全職同盟から告発されたものについては、法の定めるところに従つて厳正に処置しなければならぬと思ふのでございますけれども、今日のように一

律一体に、一つの労働基準法によつてやるのがいいかどうかということには疑問だと思ふのであります。でありますから、以前から臨時労働基準法調査会というものを設けて、そこで検討しておりますが、まだはつきりした調査が完成いたしません。しかし完成しないからとて法律を犯す者がたくさんあつては困るのでございますから、労働省といたしましては、ただ単に摘発主義をとらないで、自然に指導誘掖していく。そうしてあやまちのないように順次合理的にやつていく。同時に政府の政策をいたしまして、最低賃金並びに労働基準法を完全に守り通すことのできるような体制に持つていかなければならぬということ、今鋭意その方面に努力をいたしております。今後労働基準局といたしまして、この中小企業の中にも労働基準法を守ることのできないような数が何十万とあると思ふのです。あるいは働く人の中の一、二百万の者がそういう中に入っているのではないかと思つておりますから、御指摘になりましたような違反行為は至るところにあると思ひます。しかしこれを全部摘発することができるといふと、なかなかできないものでありますから、今仰せになりましたような悪質のものについては、これはあくまでも摘発しまして反省させ、よき慣行の中に染ませなければならぬと思ふのでございます。日本の中小企業というものは、朝、夜が明けたならば眠るまで働いている。そういう営業をすることが中小企業の何百年の伝統の中にできている。それが二十一年の年から労働基準法ができたということで、急に

全部がそれに従うことのできないといふことも日本の社会情勢としてやむを得ないと思ふのです。しかしながら放任しておいてはだめでありますから、中小企業が八時間労働で営業ができるように改善していくと同時に、そういうことのないように摘発主義をとらな

い、順次指導誘致していく一方、他方においてこの法律の改善については一律一体の基準法がいいか、あるいは特例を設けて、これを二十の法律なり二十五の法律なり、それぞれの業種によつて時間の短縮あるいは時間の延長等、いろいろあると思ひますから、そういう調査が完成しましたならば、引き続き順次改善していくことがいいのじゃないか。たとえば運送法なんかにつきましても、イギリスなどでは別の基準法によつてゐるものもいろいろあります。なお私は今度あつちへ参りますから、そういう点を十分調べまして、現在調査をいたしておりますところの臨時労働基準法調査会の審議の促進を一方においてはおつていきたい。両々相待つて御指摘になりましたような、法治国として、法を犯しても摘発することとができないようなことは法治国といふことはできないのでありますから、そういう点を合理的に、両方から歩み寄つてよき労使の慣行を作つていきたい。時間の関係におきましても、また最低賃金におきましても、労働懇談会の答申によつて、一時地方的にあるいは業種別の協定賃金を作つて、社会通念あるいはまたそういうことをすることによつて順次現在あなたの方の提案しておられるようなところまでいけるであらう、こう思つて、一挙にはできぬけれども、順次一つ一つ基準法の

方向に向つていきたい、かように思つておる次第であります。

○中山(マ)委員 関連して伺いたいのでございますが、その摘発された件数は、いわゆる超過勤務的な報酬をもらつてそれが行われたものでしょうか、それともきまつた時間以外には何の料金も出されないでいわゆる違反をしたものでございましょうか、その点を伺つておきたいと思ひます。

○百田政府委員 具体的な事実につきましては、五割の割増し賃金を払つていなかったかどうか——摘発されたものは要するに深夜業に關係しておるといふのが大部分であります。それで五割の割増し賃金を払つておつたかどうか、払つておるものもあるし、あるいはおらぬものもあるかもしれせんが、現在捜査をさせておる最中でありますので、具体的な事実につきましては、捜査の結果を待つて……。

○中山(マ)委員 それではぜひ一つ早急に、その摘発事件が、今お尋ね申し上げました点にいかなる処置をしておつたかといふことを御調査下さいまして、また何かの機会に御報告をお願いしたいと思います。

ここで一つ、私、谷野婦人少年局長にお尋ねしたいのでございますが、こういう場合、おたくの関係で御調べになりましたときに、そういう婦人達が違反であるというふうなことを言うだけの勇氣を持って職業についておるかどうか、もし万一そういうふうな抵抗をすれば何か不利な立場に追い込まれるのではなからうか、なまじきだとかなんとかいうことで、もしはかにかわりの人があればかえられるかもしれないといふので、自分の安全をは

かるといふ立場からあえてこういう違法にも何の声も上げないで、そういう状態にやむを得ず従つておつたのか、そういうお調べがこれまでおありになるかどうか、もしおありでありましたら、一つお願いしたい。

○谷野政府委員 基準法には、労働者が基準法の問題につきまして申告をし参ります権利を付けておるわけでございまして、私の方の婦人少年局といひましては監督を直接いたしませんで、年々地方の婦人少年室、あるいは本省で婦人労働者とりわけ組織を催しております婦人労働者との集まりを催しまして、現在どんな問題が婦人労働者として一番悩んでおる問題かといふことを絶えず伺ふことに努めてゐるわけでございます。それからまた、実際に空に、婦人労働者が法律上のこういう問題について困つてゐるから何とかして下さいといふことを頼みにいらつしやる方もあるわけでございまして。それが全体の中でどれくらいかといふ数字でお話を申し上げることは、ちよつと私どもの資料として整つておりませんが、婦人労働者が話し参ります事柄につきましては、常時問題別に大体私の方で整理いたしまして、問題の事柄によりましてはこれを労働基準局の方に移して再調査をしてもらいます。

それからその再調査の結果について、また私の方で納得が参りません場合には、私どもの職員が直接調査に参りまして、使用者と話をして問題の解決をつけてやるということに努力をいたしておるわけでございまして。数字で申し上げることができませんが、そのように扱つております。

○井堀委員 今の労働大臣の御答弁については、私はいろいろふに落ちない点が多いのでありますけれども、時間の都合もあるようでありまして、多く申し上げることはどうかと思ひますが、端的にそれでは何つておきたいと思ひます。

今労働大臣のお話の中で労働基準法の改正を留意しておられるというようになつてゐることは、これは今初めて伺つたわけでありまして、たとえば基準法改正のためのいろいろな準備をするとか、あるいは臨時調査会に諮問するとかいふことについては、これはきよに私がここでお尋ねする対象のものではないので、私が今お尋ねしておるのは、現行の基準法といふものをどう運営していくかといふ点を聞いておる。というのは、同じ労働法でも公企労法については政府の態度は世間になじめ明らかなにされておる。労働組合側はあげて悪法であると言つておる。また日本の組織労働者の一方の大きな組織を持つておる総評も団体の意思によつてそう言つておる。しかしそういう事実にもかかわらず、政府は、やはり悪法であつても法律は守るべきだといふ世論の上に力を得て、かなり大胆な方針を打ち出しておられます。私はそのことのよしあしはここで批判しようとは思ひません。法の前に峻厳であるといふことは、私はある意味では一つのやり方だと思ひます。しかし同じ労働法の中でもウェートにおいて非常に違ひのあることを私はさつきから述べておる。あなたは、たまたま労使のよき慣行を作るといふ答弁をされておりましたが、ここには労使の慣行を云々する条項は一つも言つていない。私の言つて

おるのは、憲法二十七条の第二項によつて、労働賃金、就業時間、休息その他労働条件については法律をもつて保護規定を定めさせるといふこの精神を受けて立つたのが基準法だ、しかも基準法の労働条件の最低の基準を示したものであるにもかかわらず、それは國際的な社会道義の上に照らして考えられたものであるということが立法の精神にうたれておる。こういう点からいへばわれわれは判断をいたしまして、他の労働保護法と異なつて、あるいは労働立法と異なつて、労働基準法についてはきまつて明確な罰則規定がある。でありますから、こうお尋ねすれば労働大臣は明確な答弁をしていただけたらと思ひますが、基準法の第十三章百七条以下きまつて明確な文意になつておる。労働大臣はおひまがなくてお読みになつていないと思ひますから、私が読み上げますが、第百七条は「第五條の規定に違反した者は、これを一年以上十年以下の懲役又は二千元以上三万円以下罰金に処す。第百八条は「第六條、第四十八條、第五十六條又は第六十四條の規定に違反した者は、これを一年以下の懲役又は一萬元以下の罰金に処す。第百九條は「左の各号の一に該当する者は、これを六箇月以下の懲役又は五千元以下の罰金に処す。」「として、第三條以下列記してあるわけでありまして。これらのことはあとで局長から伺ひますとわかりますが、今言う三條のそれぞれに該当する違反をした場合は処罰するといふことを指摘しているわけでありまして。これが違反になるかならぬかは、裁判所が最後に決定して処罰することではありますけれども、こういう規定がある

ものを、これをどうするかということを実はこれからお尋ねしていくわけでありませう。こういう点について、労働大臣は法律を実施する責任の地位についているわけでありませう。それを今法律を改正するからいれぬ、よくなるかどうかそれはわかりませぬ。しかしそれは国の意思で別に変わってくると思ひますが、この法規について労働大臣の考え方を卒直に述べなければならぬ。それを私、今お尋ねしている。これだけについてあなたの所見をはっきりお答え願ひたいと思ひます。

○松浦國務大臣 先ほど申しましたのですけれども、いろいろなことを全部言つたものではつきりしなかつたのですが、今回の全職同盟から告発されたもの、二十三件ですか、件数はよくわかりませぬけれどもそれについてはいまだに厳正に法の定めに従つて処置しなければならぬと思つておられます。

そこで私が言ひたいことは、中小企業は大体間違つてゐるのです。それを全部厳正に摘発したら一千万人以上の者が路頭に迷ふことになる、そこを僕は言つてゐるのです。だからそれは一つの基準法で全部一律一本に一本にできないではないか、それじゃやっぱいいかぬから、それらの人も立ち、労働者も立つという別な面があつていいのじゃないか、こういうことを私は言つてゐるわけでありませう。

○井堀委員 これは重大な発言です。あなたにすぐ帰つていただこうと思つたのですが、もつとほつきりしなけれならぬ。私はあなたはいい人だと思つてゐる、この国会を通じての質疑応答で正直な方だという感じを受けてい

る。その意味では非常に好感を持つてゐる。思うまゝおつしやう。しかし今の発言は、ただ単にいい人だからということを受け取れるわけにいかない。あなたのおつしやる意味は私にも理解はできません。今日、基準法を厳正に実施したら、中小企業、零細企業の中から違反者が相当出るだらうということも私は認めざる。それはこの法律に限つたことではありませぬ。もしそういうことで労働法を行政解釈の中であつたこととすることが、あなたの労働行政、この内閣の労働行政であるということになりますと、他に問題が波及いたします、そういう大胆な発言を大臣の地位にある人から今まで聞いたことがありません。私はまだ経験が非常に浅いのでありますが、第十六国会以来、社会労働委員会になつてから、ずっとこの問題について他の案件で聞いているのです。あなたほどおつしやるものをはつきり言つていただいた人はいない、その意味では好感が持てる。しかしこれは国会の公式の質疑応答をやつてゐるわけです、速記に残つてきます。私が意地悪く言うならば、それだけで質問はやめておきますよ。あなたの責任の追及を別な方法でいたすことができるわけでありませう。しかし私はそんな足をすくうような議論をしなからう、もつとまじめな意味で——そういうことがあるから、この法律を改正するという考え方が起つてくるかもしれない。しかしそれは今の労働大臣や政府が言われることではない、新しい法律を提案されたときに、そういう意思があるということは大にいいかもしれない。しかしこれは内閣総理大臣に聞

かなければいけません。もし私が総理大臣に別な機会に聞くとすれば——あなたに基準法を改正する意思がある、結局改正する。しかも今おつしやうの意味で、この一本の保護法では実情にそぐわない、ことに中小企業、零細企業の保護の立場からこの法律は物足らぬということになると、改正することになる。そうするとまたそれに対する反対意見が出てくる。これは大きな問題になつてくると思ひます。私はここで議論をしようとは思ひませぬ。私は中小企業、零細企業はこの労働者保護法によつて非常な圧迫感を受けるという傾向は承認するのであります。しかしそれは、この法律を改正すべきものであるか、あるいは中小企業それ自身の問題を他の改正によつて解決すべきであるかというところは、政治問題として大きな問題になつてくると思ひます。これを自民党が党の政策で打ち出してくれれば勇敢です。新聞では、今度新しい政策を出すようになってゐるようですけれども、中小企業、零細企業は、低賃金、長時間労働、労働者の犠牲において存続すべきものだ、日本の労働者は、中小企業と大企業によつて保護立法が二つにわたつていいなんという労働政策を自民党が大胆に出してきてからならば、私はあなたの今の主張を黙つて聞いたら、何かの機会に争うのでありますけれども、私の今承知している自民党の政策の中には、そういう傾向すら見られない。あまりあなたに正直に自分の気持ちを言われたものから、言葉をどうとするとすれば、私はむしろここで質問をやめた方がりっぱなんだ。あなたがどう考えよう、基準法それ自身は天下の国法とし

て生きている。これがあつた間はこれに従つていかなければならぬことは言うまでもない。あなたがそういう考え方を持つてゐるとするならば、基準局長は行動ができません。私はどちらでもけつこうですけれども、あなたは今言つたことをお取り消しになつて——取り消すという言葉が悪ければ、うまく言い回しをすればいいと思ひます。私は言葉をどうとすることはあります。目的はそういうところにあるのではありません。もつとまじめに労働基準法を考へていきたい、その立場でお尋ねをしてゐるのであります。いま一度あなたの発言の機会を私は認めて、もう一度質問をいたしたいと思ひます。

○松浦國務大臣 私は終始一貫ここで答へたのですが、参議院でも答へしてはただ単に摘発主義をとらないで、これを指導誘掖して、それに従つていふようにしていかねばならぬといふことが、基本的な考えです。と答へしてきかた私どもの考えであります。私はさつきから言つておりますように全職同盟の問題については、二十七件ありますから二十八件ありますから、それらも、これは悪質なんですから、法に照らして厳重に処罰するのです。私がさつきから言つてゐるのは、中小企業の現状において、一律一本の基準法でいくべきであるかどうかというところは、大に研究しなければならぬと言つてゐるのです。おつしやるように基準法に従ふことのできるような、諸種の法律をもつて中小企業なり零細企業を伸ばしていつて、それに従つていふのじゃないかというお話であるが、そうできぬのが

あるのです。小さい宿屋さんなどはどう考へてもできない、基準法がありながら今の基準法には従えない。だから運送業あるいは宿屋業、サービス業というふうなものについては、よその国でもやっぱり変えてやつてゐるのです。だから日本の国が一律一本に全部一つに従つていふことがいい政治かどうかということ、私は大に研究しなければならぬと思つておられます。それを検討したいといふことを言つてゐるのです。

○井堀委員 いや、もう追及しようとは思ひませぬ。しかしあなたの今の御答へによりまして、今、私が具体的に問題にしてゐる全職関係の批判事項については、法に照らして厳正にその処置をする、しかし一般労働行政の中で、基準法の考え方についてはどういふふうに二つに分けて言つたのだ、言つたのはその後段に属することだといふふうに今あなたはおつしやつたようにとつておられます。それにしても問題はあります。ありますが、きょうはそういう趣旨のことをお尋ねしておるのではありませぬ。なるほどあなたのような考え方は自民党の中にもある。また閣僚にもそういうお考えがある。そういう人を労働大臣にしておるということもこの内閣の性格を現わしたものです。これは別の機会に私はよい意見を聞かせていただきたいと思います。ほんとうのこととはなかなか言ひぬものですが、あなたはそのことを言つておつたのだから、そういう意味で善意に理解して、別の機会にこの問題は重要なことでありますから議論を進めていきたい。前段の回答についてもう一度、大事なところですから、あと基準局長、婦人

少年局長にお尋ねする都合がありますから、念のためはつきりお尋ねしておきます。今ここで私の取り上げておりますのは、組織関係を主とするものだが、中小企業もありましようし、あるいは大きいところもありましようが、基準法の違反事項については法に照らして厳に措置を講ずる、こういうお考えであるかどうか。

○松浦国務大臣 先ほど申し上げました通りに、摘発されている悪質なもの、法に照らして厳正なる処置をとるべきものだと考えております。

○井堀委員 労働大臣は急ぎのようでありまうからこうであります。今労働大臣が明確に御答弁なさいますように、私が具体的に提起いたしております全職同盟の調査、並びに摘発しております労働基準法違反事項については、今日の基準法に照らして厳正なる措置をおとりになるという御答弁でありますから、この内閣のこれに対する考え方は明確になったと思う。

〔委員長退席、大坪委員長代理着席〕

そこでこの機会に具体的な点を少しお尋ねしたいと思ひます。その前に、きょうわがわが婦人少年局長においでをいただきましたのは、この関係が主としてそういうところにあるというだけではありません。従来機会があればと思ひましたが、機会がありまうので、たまたまよい機会だと思ひましたから、しかも具体的に御答弁をいただく材料がありますので、おいでを願ったのであります。

婦人少年局の存在が、労働省の重要なポストだと私は考えておるにもかかわらず、また問題がたふさんあるにも

かわらず、ややもすればその存在が非常に薄い。はなはだ失礼な言い方ですが、影をだんだんひそめつつあるというところは、私は日本の労働保護行政として非常に残念なことだと思ひている。実際は逆であつて、むしろこのポストが積極的な行動を起す事態がだんだん多くなつてきている。私は世界の中でも日本くらい婦人少年局の活動を期待している、客観的な情勢の成熟しているところはないとすら考へてゐる。それは一方には近代国家としての発達が政治的にも文化的にもあり、特に経済的な条件においては先進国と後進国とが履行状態で行く中でその中間に位置して、大正末期から昭和の繁栄を誇つてきた日本の過去の歴史からいへば、それから今の日本の経済的再建を試みようとする位置からいへば、決して後進国のあとについでいたのでは一億に手の届くことと人口を養つていく経済力は生まれてこない。さりとて先進国の仲間入りをするようとするにはあまりにも障害がある。こういう問題をまじめに考へてくると、過剰人口で悩むこの災いを切りかえていかねばならぬ。石橋内閣はこのことを言つておるのであります。完全雇用という言い方は少し私はおかしいと思ひけれども、その言おうとするところはわかるのであります。すなわち過剰人口、労働人口の不合理な状態を解決しようという考え方は、立場こそ違ふ大事なことだと思ひます。どこか向つていへば結論はここにくると思ひます。ですから日本の今の不完全な就業状態あるいは潜在失業の形において、労働市場の面から言ひますと必要供給の関係を非常に荒しておる。であ

りますから、一方に労働組合が労働条件を守るための熾烈な運動を起しても、そういう条件が一方にある以上はくずれて参る。また労働保護法の上からいへば、また労働保護法を実施していこうとしても、せっかく保護を実施していこうとしても、こういう悪い条件の中ですから非常に困難があるわけでありまう。ですから労働保護政策といふものが高く掲げられなければならぬ。何も自民党は労働者を敵に回すというやうなやばなことをやる政党ではない。また社会党は何でもかんでも資本家をつぶしてしまふほどのやういふはつきりした階級政党的なものを言つておるのではないのであります。特に現状に処する政策の中で必要なものはということになると、こういう問題をとり上げてくる以外にない。

先ほど労働大臣と私の質問応答であつた方はいろいろなことを受け取られておると思ひますが、これは別の機会に批判するといひまして、こういう状態から言つて一番大事なのは何かと言つたら、これは材料をあげればすぐわかるのです。婦人の労働と少年の労働の保護は、遺憾ながら労働組合法や労働法の中で保護することとは不可能なことであります。ですから、労働基準法の第二條の、労働条件は労働対等の立場において処理するといふことは、さつきも言つたやうに労働者が組織されておる場合における状態である。だから今日の婦人や少年労働者はその組織からできないのであるのやないですか。婦人少年局がそういう問題を積極的に取り上げていく必要があると思ひます。それが予算の關係や人の關係で思ひやうにいかないと

いうならば予算を要求してくればよいと思ひます。こういう意味でここに現れた事実といふものはあまりにも皮肉だと思ひます。こういう事実がありますので、婦人少年局は、婦人、少年の労働条件といふものがあまりにも後退しておるということを目をおおつては許されたい。きつとあなたに切實な腕を振られておるだろうと思ひますが、こういう機会に発言していただくことは、もう本年度の予算ではやむを得ませんが、次の予算の要求の際にはきつと考へ直してもらいたい。やはり一方には根本的な対策を立て、他方にはこういう違反の摘発は、労働組合の手によるよりは婦人少年局がこういふところから手を回して、労働基準局とタイ・アップしていくことが必要だと思ひます。私は労働省設置法の中で労働基準局と婦人少年局との關係をそういうふうには理解しておるのであります。これに對するお考えを婦人少年局長より伺ひたいと思ひます。

○谷野政府委員 日本の婦人の労働者は年々増加しておりますし、婦人労働者の果してあります役割が日本の産業再建にとりまして非常に重要なものであるといふことは、たゞいま先生の言ひやうな通りでございます。私も婦人の保護を預かつております者にとりまして、働く婦人の問題につきましても、このように婦人労働者がふえて参りますと同時に、婦人の保護といふことは母性とも関連しております。将来の私どもの次代の国民のためにも非常に影響を与える問題でございます。特にこの婦人の保護につきましても、先生のお話のように、労働組合が自分で労働条件の向上のために努

力されるということとは原則だと思ひますが、婦人や子供につきましても、労働組合を組織いたしましてもなかなか組織の中で問題も男と同じやうなわけには参りませんので、よけい私どもの労働保護に対する使命は大いと思ひておるのであります。婦人少年局におきましては、先ほどお話し申し上げましたやうに、労働保護につきまして特に監督を実施いたしておりませんが、年々婦人労働者の状態については労働保護の問題につきまして調査を実施いたしまして、その調査から現れて参りました問題につきましても、労働保護について問題が参りますつと、あるいはそのほかの行政官庁と連絡をとりまして、改善のためにお話し合ひをして、その方向づけの御援助をしておるわけでございます。またその調査の結果に基づいて問題が現れて参りますと、それを今度啓蒙資料を作成いたしまして、使用者の皆様、労働者の皆様あるいは社会一般の御協力をお願いしまして、婦人の労働保護のための皆様の関心と御援助をお願いしておるわけでございます。特に最近では婦人の自覚も進んで参りましたけれども、経済生活もなかなかきびしくなつて参りましたので、婦人の保護の問題と同時に、その婦人労働者が働いておる条件を作りますために、将来にありましても、なお予算の上につきましても、上につきましても、私どもはもっと努力を重ねて参りたいと思ひておりますので、どうぞよろしく願ひいたします。

○井堀委員 次に御尋ねいたします

が発見されました事業所が十一万六千、それから一つの事業所に数件の違反がございます。そうした延べ件数にいたしますと三十一万五千件というふうな状態になっております。それで御指摘の通り、われわれの方の監督官の数はにも限りがございますから、私はそれが全貌だとは考えませんが、依然としてこういうふうに減つてこない。われわれの手だけでもこれだけ摘発いましておるわけでございますからして、減つてこないということは非常に遺憾なことでございます。そのゆえに、牢はなぜ守られないのかという点につきましては、もっと掘り下げて実態を突きとめる必要があるということで、最近の監督においては、特にその点を突っ込んでやらしておるような状況でございます。法の施行当初におきましては、よく監督官がさきいなことばかり言つておつたということで、たんづけ監督官とかいうような悪口を言われたことがございますが、近ごろは実質に突っ込んでやっておるわけでございます。その内容について見ますと、法を知らなかったというもの、あるいははたよく割増し賃金等の違反にございますが、そういう賃金を割増し賃金の計算の基礎の中に入れるの知らなかったというふうなものにつきましては、それを詳細に教えることによってすぐ是正されるといったようなものもございます。

それから監督で実は一審監督官が困りますのは、一べんに全部の事業所というわけにも参りませんので、なぜおれのところばかりやるのだというような反響を食らうわけでございます。どこにもこもみな違反しておるじゃない

ん。そういった現実の悩みがござい
す。従いまして、そういうものにつ
ては、集団的に共通的な違反につ
きまして警告を発するといったよう
な方法をとっておるわけでござい
ます。それからその違反自身につ
いても、ある努力をすれば、ある
いはまたちよつと考へ方を変え
る、あるいはまた労務管理の改
善をすれば、あるいはまたちよ
つとした設備の改善をすれば、
すぐ法定基準に到達するという
場合もございします。そういった
ことについて監督官自身が始終
助言しました結果、たとえば年
少者の時間外労働その他につき
まして、その時間外労働をやら
ないで、法定通りの労働時間によ
つて、ちよつとした施設の改善
でそうしたところがある、ちゃん
と守られるようになったばかり
でなく、能率も上るようになった
という報告もあるわけでござい
ます。そういう目的はその法を守
らせる。というふうに、目的はそ
の法に従わせるということでご
ざいます。その原因、事情によつ
ていろいろなりやうもあろうか
と存じます。ただいま御指摘に
なりましたものにつきましては、
非常に悪質と認められるものにつ
きましては、断固として厳重な
処置をしていくといういき方と
あわせてとつていくというよう
な方法で現在やっておるわけで
ございします。決してそれがた
め、たとえば手心をしていると
いったようなことが、もしそう
いうことをささ

○井堀委員　いろいろお尋ねいたしましたのでありますが、時間が割合に少いのでありますが、最近の傾向ですけれども、私はずっと前から、基準法の中でも未払い賃金の問題について何回かその措置を政府に迫って、かつて前々内閣ですか前内閣ですか、牧野法務大臣のときには、やはり立法措置を講じないと、現在の基準監督行政だけではこの問題の解決が困難だ、またさらに支障もあるというので約束したけれども、いつまでたっても立法措置を講じてきよらぬ。要するにでたらめを言う内閣だと思っておりますけれども、事が労働者の、しかも一番弱い労働者です。抵抗力のない労働者、いわば民主主義の恩典からはずされておる人々でです。政治が一番厚く重く、行政が一番保護を加えなきゃならぬ者が一番残酷に扱われて、その上に行政はさっき言ったように見当違いの手心を加へる。私は何も基準法違反をようじでますのすみをつつくように摘発するといひう主張は賛成しないのであります。一方にはそのよって起る原因も知りながら、適正な監督と摘発をやつていひくべきだという点については私は何も機械的な完全摘発をやれというのではないのであります、そういうところから来てないから言う。というのは、私は一つはあなた方の責任もあると思ふ。今の労働大臣の答弁を聞いておわ

のですが、そういうものほど要するに摘発件数が多い。私はそういうものを心がけて回っておりますけれども、中小企業の経営者にも多くの知人を持つておりますが、必ずしも公正にやっちゃおらぬですよ。基準署が。これは上が上だから下が眠っちゃって今一番悪い姿に基準監督がいつている。抵抗の弱い労働者のためにやらなければならぬ仕事をやらないでおいで、そうしてそれが統計の上に出てきたものだから格好だけつける。摘発が一番やさしいのは小さな一人か二人しか使っていないで親方も一緒になつて働いてゐる、そういうようなところは摘発がしやすい。そういうところにはさばり返つて基準監督署は目の上のくぶになつてゐる。権力をかさに着ていやにばかりちらす。大きいところはあがりやしない。この中で大きいところをあなたの方には知らぬはずはない。最も悪い例を言いましよう。私は二、三見つけて知っている。基準監督署が行く前に電話をかけて行くなんていうばかなことがあつてものか。それは今から行くから違ふ反になるようなところは隠しておけという電話をかけたんじゃないでしょう。これから監督署が行きますからなつてゐる。今の基準監督署は腐り切つてゐる。これはあなたの責任ですよ。ああいう大臣をいただいてゐるからあなたはやりにくいでしょう。こういう点私は私は今こそ立場々々で守るべきものがあると思う。いただいてゐる人が適当であるとかないとかいうようなことは、これはおのずから別でしょう。だれでもやれるようなことをこの法律がしてゐる。監督については非常にで

という姿がこの報告書に出てきている。だからある意味において豺狼相食むというか、自分の責任だけではなくて政治政策のやり方や社会の風潮の關係から余儀なく経営がでなくなってきたという例もありましょう。それから大企業の収奪にあつてやつていけない。しかしそういう人たちはもうない。しかし自分で自分の家族を養うためにへそくつてやるやつをよこせという、奪い合いをするような問題が始終起きている。そういうところにはなかなか監督が行き届く。これはよほど考へなければいけません。労働時間の問題になりますと、賃金のようにすぐ明日の米を買いのじやないですから、逆に一緒にやつて、これは基準法違反で監督署に見つかつたら大へんだという事で労働者も一緒にして違法をやつていけるのじやないかと言つたら、いや、これはもう違反ではありませんが、私の方でお願いしてやっていると、だから、というような情ない訴えをするような実情なんです。こういうものを保護法を変えてやろうということなら零細企業の労働者は飢え死にしていいということになる。労働者は労働組合を作れぬじやありませんか。あなたの方の仕事じやないですか。こういう点が私は一番大事な状態に來ているのじやないかと思ふ。特に私は労働時間の問題はやかましく言つてもいい。やりにくいところかもしれない。もし指導行政があるというならこういう点に対してどういう指導をなさつておいでになるか。一体監督官が労働者と取締りの対象になる業者に対して指導とはどういう具体的な指導をおやり

で進めようという状況でございまして、その点につきましては十分に配慮いたしているつもりでございまして。

文を申し上げておきたい。このことを私がやかましく言うているのは——こだけ摘発された、運が悪い。運の悪いところだけやうり上げるというのは、気の毒だという感じがせぬでもありません。これと同じようなのはたくさんあるだろう。全職の五地区を選んだのだ、しかし全職に余力があるなら全部やつてもらいたかつた。せつかつやつてもらつたんだから、それをほかにしてはいけません。しかし足らぬところは基準監督署がやるべきです。全国にこういう例がある、お前のところも探してみろという通牒を出すべです。そういう意思があるかないか。しかしこの事実については、さつき約束があつたから、追及する必要はないでしょう。その結果を私は最も近い機会に求めたいと思ふ。国会も休会に入りますから、特に注文をいたしておきます。これも小委員会あるいは休会中に他の法案審議の機会があるかと思ひますから、そのときに報告していただくか、できるならば——これは個人的で恐縮であります、国会議員井堀繁雄に報告していただければそれでもけっこうだと思ふ。非常にこれに関心をもちたい。と同時に、今言うように、これに類似のものがあるはずですから、そういうものに対して、やはり画一的な、全国的な一つの基準行政というもののいき方があるはず。そういうところに対する考えはどうか。時間の問題、特に私は未払い賃金の問題は前から言つていよう、私自身も立法措置を講じなければならぬだろう、行政措置だけでは労働者のこの権利を完全に保護することはむずかしいのじやないかと思つてゐる。しかしそ

れにもまた要求がある。これは労働者の意思が未組織でも出てくるわけですから。労働時間の方は逆になるという傾向がありますだけに、特段の注意を要すべきものではないか。基準局長はこの点に対するお約束ができるかどうか。○百田政府委員 第一の、全職の摘発した五地区以外も、一つ探してやれ、こういうふうなことで通牒を出す意思はないか、ということでございますが、特に組織関係等につきましましては、女子年少者の労働時間の問題が実は一番問題でございまして、ものによつては工場以前の状態というのがあるわけでございます。これは実は従来の監督の結果に徴しまして、おそらく全職もそういうことを御存じなで、この五地区を選ばれたと思ひますが、ほかにもいろいろ、多少状態は違ひますけれども、相当あるわけでございます。そういうものにつきましましては、実はもうすでに各基準局長に指示いたしました、計画的な監督をするようにいたしておるわけでございます。御趣旨の点もございまして、近く監督課長会議も開きますので、その席において指示したい、こういうふうな考へております。

それから第二の、今度の全職の摘発の結果の報告でございまして。これは処理がつかまつたら御報告申し上げます。

第三の時間の問題、特に統計で一般的に長くなつておりますのは、基準法三十六条の協定の範囲内においては、できるということになつております関係上、これは違法な形ではないわけでございますから、統計の上で出てきておると思ひます。女子につきましましては——む

○百田政府委員 ただいま井堀先生からのいろいろお話の点は私も氣持として同感であります。従いまして氣持としては、今いろいろお話がございまして、監督署が腐り切つていゝと、事業所に監督に行く前に電話をかけて行くとか、そういう事態がもしありといたしますれば、私は絶対にそういうことは相ならぬことだと存じますので、これは私の責任といたしまして、処理いたして参りたいというように存じているわけでございまして。さらに監督の問題でございまして、大企業はさつぱりやつていないのじやないか、中小企業、小さいのばかりはじくり出してゐるというお話でございまして、氣持といたしましては、限りある監督官でございまして、全部が全部というわけにも参りませんので、計画的にさらにまた重点的にやつていくわけにございまして、特に問題の発生しやすいような産業ないし事項につきまして重点的に監督を実施いたしているわけでございまして。従いましてただいま御指摘になりました女子、年少者の時間等につきましては、女子、年少者を多数雇用いたしておりますところの紡績業等のような非常に多いもの、これは規模のいかにかわらなすその点に重点を置いて監督を実施いたしているところでありまして。最近におきましてもあるいは愛知県の知多におきまして、あるいはその他大阪の泉南におきまして、相当の大企業につきまして大阪においては二件すでに本年の二月も送検いたしましたし、現在四件について送

○井堀委員 私は時間がないものだから抽象的に聞いているんだけれども、具体的に言いますと、あなたの方の検査はもう政府統計の上に出てきています。これは一つは他の政策もありましようけれども、内閣統計局の労働力調査報告で平均週間就業時間の点で見えてきますと、これはもつと分析していくと出てくると思ふ。ほんとうはあなたの方でそういうところの報告をいたしたと、最近製造業の場合でいいますと、平均週間労働時間というものが昨年四三・七時間、それが四五・四にまたこし伸びてゐる。これは熟練労働者が足りないという点で男子労働者が所定外労働が多い、労働時間がふえたという傾向は、ある程度相当のウェイトを占めてゐると私は思ふ。しかし女子の場合は別なんです。女子は減つていくべきなんです。それがふえてゐる。これは監督が眠つておる。これは返す言葉がない。労働者の数でいいますと、最もおそるべきは、四十八時間制がくすれておるのです。特に婦人少年局長は、この点は氣をつけて下さい。一番大事な一週四十八時間制がくすれておる。四十九時間以上の労働者の数がどうなつてゐるか。この統計でいいますと、昨年は二百七十万だ。それがこ

としは二百四十二万にふえておるじやないか。おそるべき傾向です。これがその一つの現われです。もう時間がございせんので、私はこういう点について一つ基準局長に注

○百田政府委員 第一の、全職の摘発した五地区以外も、一つ探してやれ、こういうふうなことで通牒を出す意思はないか、ということでございますが、特に組織関係等につきましましては、女子年少者の労働時間の問題が実は一番問題でございまして、ものによつては工場以前の状態というのがあるわけでございます。これは実は従来の監督の結果に徴しまして、おそらく全職もそういうことを御存じなで、この五地区を選ばれたと思ひますが、ほかにもいろいろ、多少状態は違ひますけれども、相当あるわけでございます。そういうものにつきましましては、実はもうすでに各基準局長に指示いたしました、計画的な監督をするようにいたしておるわけでございます。御趣旨の点もございまして、近く監督課長会議も開きますので、その席において指示したい、こういうふうな考へております。

それから第二の、今度の全職の摘発の結果の報告でございまして。これは処理がつかまつたら御報告申し上げ

第三の時間の問題、特に統計で一般的に長くなつておりますのは、基準法三十六条の協定の範囲内においては、できるということになつております関係上、これは違法な形ではないわけでございますから、統計の上で出てきておると思ひます。女子につきましましては——む

ろん成年女子については制限があるわけでありますが、われわれといたしましても、女子年少者の労働時間というものは、時間の問題では一番重視いたしておるわけでございます。この点につきましても、いろいろ御意見もございまして、十分参考にいたしまして、重点的に処理していきたい、こういうふうに考えます。

○井堀委員 統計の上で女子労働者の労働時間が延びておるのは三十六条の規定だと言いますけれども、そうだとすれば問題なんです。これはちょっと伺っておきたいと思う。三十六条の制限規定というのは、ぎりぎりまでやれという趣旨ではない。やむを得ない事情のあるときに許される行為であつて、そういう傾向がふえてくるということはいいいことでしょうか。私はいい傾向じゃないと思う。しかし、それにしてもこういう数字にはなりません。私はそうじゃないかと思つて、時間があれば、こういう点でもっと、あなたの方も材料を出し私の方からも材料を出して、やりたいと思つておつたのですが、このあと次の法律の審議があるそうでございます。予定の時間に入つてしまひましたから、残念ながらできません。

それではこの機会に、能率的に討議を進める意味で注文をいたしておきましょう。これは女子に限つたところでもけっこうですが、労働時間が延長されてきた、これは計算して制つてみればわかるでしょう。この統計でいきますと、雇用労働者の数と、もっと詳細なるものが統計に出ておるから、これをずつと見ていつたら、どうしても違法でなければ出てこないのです。出な

いというなら、あなた、統計をよく納得のいくように——この調査がまずければまずいでいいでしょう、この責任になりますから、私はそうずさんなものではないと思ひます。三十六条以外のものがあると思う。そういう点に對して、一つ数字的に検討した結果を私の方でちょうだいしたい。それによつて次にまたお尋ねをする機会があつたと思ひます。きょうのところはまことに残念ですけれども、時間がございませんで、特にこれは峻厳な取締りをするという労働大臣の特別な発言もございまして、あなた方もやりよいと思ひますから、そういう点を十分下部に流されて、とかくの非難を受けておるときでありますから、積極的な監督行政を進められるように、私からも要望いたしておきます。

それから特に婦人少年局長に、くどいようでありますがお願ひしなければならぬ点は、組織労働者の間では認められておるけれども、未組織労働者——その組織化については、これは三百人、四百人もいふところが組織できておりませんから、あなたの方の特別のお仕事じゃないかと思うので、そういう点に對してよりよい計画をお立てになつて、積極的な婦人少年の保護が労働行政の上に現われてくるように、お骨折りを願ひたい。

以上、希望を申し上げまして、あなたの方の御決意を伺つて、私の質問を終わりたいと思ひます。

○百田政府委員 ただいまの点につきまして、は、われわれの方にございまして、も数字的に検討いたしまして、いづれ御報告いたします。

○谷野政府委員 ただいまの未組織の

婦人少年労働者の保護につきまして、今後婦人少年行政の上に現われるようであるだけの努力をいたしたいと思ひます。

○大坪委員長代理 この際申し上げます。診療報酬及び薬価に関する小委員会において、委員の移動に伴う欠員が生じておりますが、この補欠選任につきましては、委員長に御一任願つておりますので、再び委員に選任された岡本隆一君を小委員に指名いたします。

○大坪委員長代理 それでは、労働関係、労働基準及び失業対策に関する件についての質疑を続行いたします。岡本隆一君。

○岡本委員 最近の新聞を見ておりますと、アメリカの極東軍司令部がこの七月一日にハワイに引き揚げまして、さらにまた第一騎兵師団を中心とした地上部隊も大量に引き揚げるといふこととあります。調達庁の方からお答え願ひたいのでございますが、あらかじめ事前の通告があつたことであらうと思ひますので——また伊丹の航空基地とか仙合の苦竹キャンプというところでも、年内に引き揚げが行われるといふようなこともうわかに出てくるのでございまして、その真偽、さらにさういふようなところの施設がなくなりまして、そこに働いてる駐留軍労働者がどれほど整理されるかといふことですが、そういう見通しについてお述べ願ひたいと思ひます。

○小里政府委員 お答え申し上げます。本年の七月一日からアメリカの新会計年度が始まるのであります。その機会にアメリカの極東軍の再編成

が行われ、極東軍司令部がハワイに引き上げるとかあるいは第一騎兵師団が撤退をするような報道が新聞紙等で伝えられておるのであります。駐留軍が撤退をいたしますとそこに働いておる駐留軍の労働者が解雇になるというところで、調達庁の労働部といひまして、できるだけ早期に、またできるだけ詳しい情報を軍の方から得たいといふことで、この七月一日を期して行われますアメリカ軍の再編成の問題については、機会あるごとに情報の提供方を申し入れておるのであります。ところが新聞報道等ではいろいろなことが書かれておりますが、アメリカ軍の正式の発表として調達庁の方から、この部隊が撤退するといふようなことは今までまだないであります。

ただ私も新聞報道等によりまして、できるだけ詳しい情報を早期に得たいといふことで努力をしておるのであります。したが、ただいま御指摘のございまして伊丹の飛行場それから宮城県の苦竹キャンプの二カ所につきましては、軍が撤退しその施設を返還をするといふ報告に接しております。そのほかの全体的な計画等につきましては詳しく承知をいたしておりません。従いまして今年度内に駐留軍の労働者——現在約十八万弱おりますがこの駐留軍労働者がどれだけ減少するかといふことにつきましても、はっきり私どもは情報をつかんでおらないのであります。ただ従来毎年約一万ないし二万の労働者が軍の撤退その他の理由によりまして、人員整理によつて解雇になつております。従いまして今年度はさうい

軍の再編成等が行われる予想がございします。従いまして今年度はさうい

軍の再編成等が行われる予想がございします。従いまして今年度はさうい

軍の再編成等が行われる予想がございします。従いまして今年度はさうい

軍の再編成等が行われる予想がございします。従いまして今年度はさうい

軍の再編成等が行われる予想がございします。従いまして今年度はさうい

軍の再編成等が行われる予想がございします。従いまして今年度はさうい

軍の再編成等が行われる予想がございします。従いまして今年度はさうい

軍の再編成等が行われる予想がございします。従いまして今年度はさうい

る人たちが相当たくさんございまして、この人たちがアメリカ軍の撤退によつて職を失う、そしてこれを就職させるという問題は、年令その他の点から非常に困難な問題でございます。この困難な問題を解決する一つの方法といたしまして、御承知のように昨年閣議の了解事項等もなされまして、特需等の減少に伴う失業対策ということ、関係各省が内閣で一緒にこの問題の研究討論する、また具体的な方策を立てるということを進んでおるわけでございまして。たびたびこの会議等も開きまして、一般問題あるいは具体的にある地域に相当多数の労働者が短期間にわたつて出るというところについては、特別な措置を関係各省のそれぞれ分野において講じていただくということ、できるだけ失業者を救済するということで今日まで努力しておるのことでございます。ただ先ほど申しましたようにいろいろなむずかしい問題がございまして、離職をいたしました失業者を全部それぞれの分野に救済をするということも、なかなか困難なような状態になっております。大体以上のようでございます。

○岡本委員 仙台とそれから伊丹の基地については通告があった、しかし極東軍司令部や第一騎兵師団等については何らの通告がないというふうに承わりました。昨年のたゞいお話の閣議了解事項では、駐留軍の減少のために出てくる失業者をできるだけ計画的に、円滑にその処理をしていくためには、どうしても事前に通告をもらわなければそれができない。だからその事前通告というものを従来は三十日という約束だったが、それを四十五日にしても

らう、そしてそれをさらにもっと早く知らしめてもらうようにできるだけの努力をするということが、昨年の閣議了解事項として申し合わされたように承わつておるのであります。ところで今のお話を聞きますと、小さい方の施設についてはちゃんと通告してきた、しかし膨大な失業者が予想される場所のものに對しては、まだ何ら通告はないということですね。それは軍の機密の問題があるかもしれない。しかしながら、これは戦時中ならいざ知らず、今は一応そういうふうな火花が散るといふことが予想されるときには、すでにジャーナリズムの方ではちゃんとキャッチしてゐるのです。もうスクープされてゐるのです。だから今知らしめたからどうというのではないのです。それを米軍から通知をよこしてこないといふのはなめてきつてゐるやうに思われるのです。あまり日本の政府がなめられてゐると思つてゐる。だからそういうふうなことが新聞に発表されたら、えらいことが出たがこれはほんまかいなというふうなことでなしに、あなた方は、こんなことが新聞にスクープされたがこれはほんとうか、これはゆゆしき問題だ、これならこれでおれの方は至急それに対する対策を講じなければならぬというので、急遽閣内合意せざるべきものだと思うのです。そうして事前通告をするという約束をたてて、強硬にその真偽を明らかにされて、そして明らかにされたところの事実に基づいて着々と準備を進めていくということではなくちや困ると思つたのです。今の私の質問に對して、いや確かにそういうふうなことは聞いておる、向うから言つてこなかったにして

も、つかんできた、だからこういうふうなことを考へておるというふうなことをお答え願へる、それくらい責任と誠意は持つていただいている、こう思つてお尋ねしたのに、聞いているけれども、ほんとうかどうかかわからないうのです。それで一体そういうふうな事前通告といふことの話し合いが米軍との間に、昨年の二月三日以後に果たして行われたのか。行われたとしたらどういふふうな申し合せが成立しているのか、そういうふうなことに對して一応御説明願ひたいと思ひます。

○小里政府委員 駐留軍労働者の人員整理をやります場合には、アメリカ軍と日本政府との間の契約によりまして、少くとも人員整理が効力する四十五日前までは必ず通告をしていくというとりきめになっております。従ひまして一般的な場合には四十五日前に通告があり、四十五日たつてから解雇が効力するといふことになるわけでございまして。ただ例外的に解雇予告手当を金で払えば期間が短縮できるというやうな例外措置もございまして、一般的にはほとんど従来このとりきめによりまして、四十五日前に日本側に言つていくというようになっております。

従ひまして突然人員整理が行われるというやうなことは従来ほとんどございせん。全体的な計画について日本政府が知つてゐるべきだといふ御指摘、まさにその通りでございまして、軍の方といたしましては撤退計画なりその他軍の縮小計画が、先ほど申しました伊丹でありますとかあるいは苦竹でありますとか、はつきりいたしましたところから四十五日以前、先ほども伊丹

の方は来年にわたつて、また苦竹の方はこの秋ごろといふことを申しましたが、四十五日前、ずっと余裕を置いて日本政府に通知をしてきてゐるわけでございまして。もちろん新聞等で軍の撤退計画等が報道された場合には、私どもとしても極力詳細な軍の計画を知りたいといふことで正式に折衝もいたしておりますが、軍の方としては新聞報道のようにはつきりきまつていない部分もあり、あの報道の通りではないといふやうなことで、軍の計画が決定次第日本政府には通知をするといふことで今日まできてゐるわけでございまして、閣議の了解の線に沿ひまして私どもとしてはできるだけ、四十五日と言はず、その前に計画を知ることがあつた努力を払つてゐるのが実情でございまして。

○岡本委員 四十五日前といふと、七月一日から逆算しますと奇しくもあつたが四十五日前になるのです。従つてきようは通告がないとしても申し合せはそれでいいかもしれませんが、明日にはこれは通告がなくてはならないこととすね。それでそういうふうなことがあなたの方からすでに米軍との間にはつきり約束されてゐるのか、あるいはこつちから言つていつたが、聞いておく、たぶん向うは言つてくるじやろう、こういうふうな程度なのか、その辺のところをもう一度はつきりお答え願ひたいと思ひます。

○小里政府委員 四十五日前に通告してくるということは、はつきりアメリカとの契約でそういうやうになつております。従つて七月一日に解雇しようと思はばその四十五日前に通告してこな。従つて四十五日前に通告してこな

ければ七月一日以後になる、こういうことであります。

○岡本委員 それでは七月一日以後になるかもしれないが、しかしながらあなたの方からお尋ねになりました新聞の発表通りではないが、ある程度の撤退はある模様である、そしてそれははつきりきまつた次第知らず、こういうふうな回答を得てゐる模様であります。が、かりに極東軍司令部が廃止され、そして第一騎兵師団が撤退していくといふことになりまして、おおよそどれくらいの駐留軍労働者が失業状態になるのか、その数字を知らしていただきたい。

○小里政府委員 極東軍司令部が引き揚げ、また第一騎兵師団が撤退するといふことで、かりにそれが実現をいたしましたにいたしましても、そのあとがどうなるか、騎兵師団としては引き揚げたけれども、そのあとをどうするかといふことがはつきりいたしませんと、そこに使つてゐる労働者を果して解雇するかどうかといふことがはつきりいたしません。従つてその撤退に伴つてどのくらい人員整理が出るかといふ予想はちよつと立ちかねます。

○岡本委員 それじゃこの部隊は帰るかわりが出てくるので、ある程度あるいは相当またそこへ収容されるかもしれない、こういうやうな御意向です。そこでそれじゃもう一つお伺ひしますと、あれは新たに日本の使う空港になるだろう。その空港にはまた相当の要員が要すると思つた。また伊丹で働いてゐた人たちは、直接飛行機には触れなくても、いろいろな仕事をやつていたでしょう。あそこは現在飛行場とし

て使われているのだから、あそこに使われている人は、そういう空港というように形の仕事には、似たような面役で立つと思うのです。従って、伊丹で駐留軍の労働者としては要らなくなっても、新たに空港が開かれれば、そこにある程度の人はどうしても必要になる。そこで軍から放出されるころの労働者を、今度は新しい施設に採用されるように、今からあなたの方で交渉なり、あるいは何かの方針を立てて努力をしていただいているのか。あるいはそれはそれで次にやる人なり機関なりがきめることだから、これはしようがないという方針でいらつしやるのか、その辺のところを一つ承わりたい。

○小里政府委員 伊丹の問題でございすが、軍が日本に返還をいたしまして、そのあとどうなるかということにつきましては、私詳しくは存じておりませんが、かりに空港として使うということになりましてした場合に、同じ飛行機に關係をした仕事をしておいた駐留軍労働者をその方に使うということについては、これはもちろん一番似てような仕事でございしますので、そういう方面にできるだけ使っていたらどうかという、調達庁としても望み、また現地の兵隊等においても、伊丹の空港がどうなるかということによって、一人でも多く駐留軍労働者を関連のあるところに採用してもらおうということに努力をしつつございします。

○岡本委員 そこで一般的な駐留軍労働者の失業対策として職業安定局長にお尋ねしたいのですが、とにかくにも極東軍が帰るとすれば、ことし二万は予想される。新にほかの部隊が来るといことは日本国としては望ましいことじゃないのです。帰ったらもうフェアウエルで、あっさりあのおかわりはちやうだいせぬ方がいいわけですか。だからそういうふうな意味でわれわれは対策を立てておかぬと、あなたが行ってしまつたら失業者が出て困るのだから、どうぞ行かないで下さいと言わなければならぬのでは、独立国としてはきわめて情ないと思う。だからそれには、行つてくれ、おれの方は失業者を出さないようにするから心配要らぬというふうな、きざんたる態度をとらなければならぬと思うのです。これはもうニュー・ルック政策でもつて、質においては威力をどんどん増しても量においては減るというのが必然的なことから傾向です。だから年々相当な数が減つていくし、また国としても減らさなければならぬという状態に置かれていくときに、恒久的な対策として今何を考へておられるのか、どういふ方針を持っておられるか、一つ承わりたい。

○江下政府委員 駐留軍労働者の失業対策の基本的なことに付いての御質問でございします。日本の現状からいたしまして、失業者が一時にたくさん発生するということは、非常に私も率直に申し上げて困難な事態に直面するわけでございします。そこで私どもの考えとしては、駐留軍労働者が失業した方に対しては、できるだけ早い機会に一般の産業の方に転換していただくというところが、どうしても基本的な考え方になるわけでございします。経済の伸び、あるいは年度々々の予算の規模等にも影響されますけれども、私どもとしては今後長い目で経済の伸張とい

うことを考へていく。反面、これらの伸びました産業に對しまして、駐留軍労働者を定職につけていくという方向に考へていかなければならぬと思つておりますが、実はそう申し上げまして、さしあたるの対策としましては、なかなか右から左に配置転換ということとはむずかしいのでございします。そこで先生も御承知の通り、一昨年政府に特需等対策連絡会議を設置いたしまして、この連絡会議がまだ活動いたしております。そこでさしあたるの措置といたしましては、この連絡会議におきまして、相当多数の失業者が出たという場合には、出るおそれのあるという場合も含めまして、当面の措置を考へていくということにいたしております。そこで、それじやどういふ対策を考へておられるかということにございしますが、これも前に申し上げたかと思ひますが、これももちろん冒頭に申し上げましたような他の一般産業に配置転換させるということが、まず第一に私どもとしては安定所の手を通じてやることとございします。それから次に考へておりますのは、技能的に不足している人たちに對する対策といたしましては、職業指導をできるだけ活発に行なつて、技能を身につけさせて産業に送り込む、こういう考へ方をとっております。これにつきましては、三十年

度、三十一年度におきましては、相当な国費も出して補導所を設置して若干の効果を上げております。まだまだこれから私も十分努力しなければならぬ点が残つておりますけれども、今後そういう方面で一般産業への復帰といふことを考へていきたいと思つております。

「大坪委員長代理退席、委員長着席」

それから第二番目といたしましては、他人に雇用されるという面だけでなく、自営業のあつせんといふことが考へられなくてはならぬと思ひます。これにつきましても、昨年の閣議了解におきまして企業組合の育成という建前になっておりますし、これに基づいて実は私も関係省と若干話し合ひもしております。まだそう目に見えて大きな効果は上げておりませんが、逐次今後の効果が上がるように努力をいたしたいと思つております。融資等につきましても同じようなことであらうと思ひます。なおこれらの措置を考へましても、一時的に離職者が多数出た場合には直ちに就職あっせんは困難な場合がございしますので、その場合には、私どもはやはり公共事業なり失業対策事業といふものをその地区地区に起しまして、そうして一時的に生活のめんどうを見てあげるといふことを考へておるわけでございします。実は先ほどお話に出ました仙台地区でございしますが、先般連絡会議を開きまして、大体仙台地区についてはある程度離職見込みもはっきりいたしておりますので、約千名程度を対象にいたしまして、事業量といたしましては八億ばかりの事業を行うことにいたしましたのであります。内容といたしましては公共事業、失對事業それぞれ含んでおります。なおそのほか鳥取の美保地区、広島

の呉地区、福岡の小倉地区等におきましても、それぞれこれらの当面さしあたるの救済事業を興すことにいたしております。私どもは、今後この事業が順次軌道に乗つて、当面の失業者の生活のかてになるということを期待いたしておる、こういうことであります。

○岡本委員 対策協議会を設けてやりたいと思つていふという、その対策協議会といふのはどういふものですか。

○江下政府委員 先ほど申し上げました対策協議会とは、内閣に設置をいたしております特需等対策連絡会議、こういう名前と呼んでおるものでございします。もちろん、各府県にも多数の離職者が発生するおそれがある場合におきましては、その地方々々に、関係官庁からなりまして協議会を設置するという方針にいたしております。

○岡本委員 そうすると、先ほど調達庁の労働部長は連絡会議をやつてせつと努力しているといふふうなお話で、あなたは、それは事実上まだ動いておらないが、やつていきなさいと思つていふようなお言葉のお話だったと思ひますが、そこに食い違いがあると思ひますが……

○江下政府委員 いや、私の言葉が足りなかつたかもしれませんが、すでに特需等対策連絡会議というのが政府内に先年來設置されております。この協議会が今までも相当同数開いておりますので、今後起るべき新たな問題を逐次この協議会に乗せて対策を考へていく、こういうことでございします。

○岡本委員 そこで、駐留軍労働者の特徴といひますか、特質といふものを考へなければいかぬと思つたのです。駐留軍労働者は、よく御承知のように年齢が若い。そして、自動車の特技のある人は別として、その他の人は特技がなく、それから戦時中の転業業者が多いといふのが実情なんですね。

そこで、今一度にそういう人たちがばつと失業群として出された場合に、事業を経営している人の側としては、とるのを非常にきらいの事です。ことに年令的に高いということ、もう一つは扶養家族が多いから、やはり相当高給を出さないことは生活ができませんから、長続きしなかったり、あるいはいろいろな問題が出てくるのです。その点、高給を出さなければならぬ、年令が高いというふうなことで、ともすれば拒否する。だから、ただ単なる行政措置で、一つとってやってくれ、とるようにしてくれ、こういうふうなことで、これからどんどん出てくる駐留軍労働者の失業対策というものはきわめて暗いものとして考えられないうる。

そこで、どうしても考えなければならぬことは、これはやはりある程度の立法措置といえますか、何か法的な制約を加える、私は専門家でないから可能か可能でないか知りませんが、そういうことも考えていただかなければならぬのじゃないかと思うのです。よく、たとえば身体障害者を一定の率において採用しなければならぬというふうな立法をせよということがよく叫ばれております。そういうことももちろん考えてもらわなければならぬと思うのですが、しかしながら、ある程度基礎のしっかりした事業体であれば、一部に小数の身体障害者をかかえても成り立つていくでしょうし、同時にまた、そこへ新規採用する場合に、一%とか二%の、あるいは五%の、そういう中年で失業した人を受容しろということを法的に制約を加えることも、私は一つの方法だと思つて

す。一番重要なことは、中年の失業者にとつて一番悲惨なことは、家族をかかえて路頭に迷わなければならないという事です。大勢の家族では人の世話にもならない。身軽な二十、二十五くらいの人であれば、自分一人がどうにかやればよい、どうにか口にする事ができる仕事を見出せばよい、また、そういう人は住み込みであるとかいろいろの悪条件にも耐え得るが、ところが、家族持ちの中年で失業した人は、雇用されるための条件が非常に悪いところへ、また、いろいろな劣悪な条件というものに非常に耐えがたい。だから、そういうふうな中年の失業者への特別な考え方というものは、これは人道的な見地からなされなくてはならぬと思うのです。さらにまた、そういう人たちの持つところの生活不安というものが社会不安の大きな原因にもなると思つて、そうして、ともすれば、どうにもこうにもならないから、意思の弱い人やあるいは生活力の弱い人は、一家心中を考えるとというような人も出てくる。しかし、たかまじい人はついでに得違ひをするというふうなこともなきにしもあらずだと思つておられます。だから、そういうふうないろいろの意味から、そういう立法措置というものがあつてもいいのじゃないかというふうな考えをしておりますが、江下さんのお考えはどうでしょうか。

○江下政府委員 お話の通り、駐留軍労働者は比較的俸給も高いし、インテリ層も入っておりますので、現実の就職あつせんをいたします際には非常に困難が伴うのであります。そこで、特にこれらの人につきましては、現在におきまして、公共職業安定所が就職あつせんをします場合には、他に優先してこれを扱うようにという通牒を出しております。従つて、現在の段階におきましては、一つこれによつて今後とも私どもは処理をしたいと思つております。なお、お話の点につきましては今後十分検討をいたしたいと思つております。

○岡本委員 これは単に駐留軍労働者の問題でなくて、中年の世帯盛りで職を失つた人に対する人道的な心やりというふうな意味で、局長さんの方で真剣に一つ検討していただくことをお願いしたいと思つております。

なお、これらの対策としていろいろのことが申し合はれていっているのが一向徹底しておられない。なるほど調達庁やあるいは江下さんの方ではそういうことがきまつていっているから、ある程度敗れたルールはあつては汽車が動いただけだというふうな考えの模様であります。が、全然これはから手形に終つていようです。それについて、いやそんなことはない、やっていますよ、この通りやっていますよというふうな事例をお持ちでしたら一つ出して見ていただきたいと思つております。それで小里労働部長にお尋ねしますが、直接自分の方から吐き出されていった人が、自分らが敷いた閣議了解事項のルールに果して乗つてみながらうまく進んでおるかどうかということですね、これをどうお考えになりますか。

○小里政府委員 せっかくの閣議の了解事項がから手形に終つていっているのじゃないかというふうなお尋ねでございますが、私どもはそういうふうには考えておりません。一般的な問題として下級機関に通達をいたしますとともに、具体的な問題等につきましても、この閣議の了解の線に沿つて、先ほど来お話のございました特需等対策連絡会議というところで討議をいたしまして、それぞれその線に沿つて實際に行われておる例もござります。一番いい例は、例の広島県の呉から国連軍が全部撤退いたしましたときに、その一般の基準あるいは具体的な方針等について特需会議で取り上げまして、その線に沿つて實際に行われておると承知しております。

○岡本委員 呉の場合も、あなたは閣議了解事項でいうふうなお考えのようでありまして、あれは前の国会が取り上げてやかく言つたからよやくできただけで、閣議了解事項の成果として自発的に政府がやつたもの、ようには私は受け取つておらないのです。もしもそのようにルールの上を車がすべつておるなら、駐留軍から離れたところの失業者から、大きな、ごうごうたる不満の声は出てこないと思つたのです。現実には、たとえば今安定局長は、自質者をうまくやつてやろうというふうなことを言われましたが、それは失業者が寄り集まつて作つたところの企業組合は、どこに、幾つできましたか。

それからもう一つ、金融の融資の面だつて、そういうふうな団体が融資を受けに行つても、いろいろな公庫とか、そういうところで一向うまく話に乗つてくれないというふうな不満が、たくさん聞かれたところに来ているのです。おそろくあなたの方でもそういう不満が耳に入つていっていると思つて、あなたがあなたの方から抗議を申し込んでいただいたことがあるでしょうか。あるいは抗議を申し込む必要がないほど、それらの人は、それから後、そういう企業なんかで順調にやつて成功しているとお考えなんですか。

○小里政府委員 全国で企業組合ができましたのは、ちよつとはつきりした数字を持ち合せておりませんが、私の記憶しておりますところでは、たしか四十幾つできておると思つております。

それから金融その他が、果してあのルールに乗つてうまくいっているかどうかということでございますが、もちろん私どもは、先ほど来いろいろお話に出ましたように、駐留軍労働者の特殊性というふうなことから申しまして、なかなか私どもの望んでおりますような工合にいつておるとは考えておりません。金融面等につきましても、調達庁としましては、それぞれ担当の官庁を通じまして、できるだけ駐留軍の労働者が自力で営業を始め、事業を行いたいというふうな場合には、優先的にそしてまた便宜的に計らつていただくようにということで折衝をいたしております。そういうことで全国的にある程度の成果は見えておると思つて、お話のように、全般的に非常にスムーズにいつておるというふうには遺憾ながら考えてはおりません。ただ、私どももいたしましては、今後、特に今年度はアメリカ軍の再編成等もござりますので、今まで以上に特需会議等を活用いたしまして、その実効を上げるようにして参りたい、かように考えております。

○岡本委員 四十九組合がそういうふうなうまくいっているというお話を聞いて、私は一面非常にうれしく思つておりますが、しかしながら、一面、私の身

どうかというようなことをきめられる、そういうことも参考にして指定をするかしないかをきめるという模様のように承わるのです。なるほど東京のように車をめちやくちやにふやせば交通事故もふえるし、また實際上自動車に乘るより歩く方が早いというニューヨークの話もあることですから、そういうことを避ける必要もあろうと思うのです。しかしながらある場合それがまたうまく既存業者に使われておるといいう事実は私は見のがせないと思うの

です。あの審議会にかけてやりま
すと、新しい業者の許可をするときには
必ず同時に古い既存業者の車の台数を
ふやしているのです。それで既存業者
がなんぼでも大きくなっていくので、
新設業者が食い込む余地がないので
す。結局大資本の業者が新設業者が
入るたびに大きくなっていき、新たに
事業を営みたいと思う者は既存業者
の車がふえるのに圧迫されて進出が
できない、こういうことも見のけさ
ない事

りもあなただ方の方がよく御存じであろなうと思う。今おっしゃる基準というものは、省の方針なりあなたの方のほうとにやるかやらないかという気持ちでもってどうにでもなる問題だと思うのです。またかりに、今出しておるこのの申請は——京都に千四百台あるのですね、そこに二十五台持ってやっていきたいからというところの申請なのであります。こういうふうな千四百台あるところ

に二十五合ふえたとこで、これは駐留軍のなだから別ワクでせひ一つ了解してもらいたいという話し合いを業者になされば、役所に対してきわめて弱いのが業者なのです。だからほんと

うにやってやる気でもってやりなれば、私はあんなことはできない問題ではないと思ふのです。しかも一年前に計画して、これがうまくいかぬで一年ばかりで一生懸命やっているのだから、そういう点あなたの方も、駐留軍労働者の中年の失業者がこうして自力でもって生きていくという強い決意を持って立ち上ろうとしているときには特別の配慮をするようにと、各陸運局にもう一度通達を出していただくということはしていただけないものかどうか、最後にそれだけお願いして質問を終わりたいと思ふます。

○国友説明員 京都の場合には自動車運送協議会というものが陸運局にございます。これには学識経験者、関係官庁の代表者、業者代表者が入りまして九名でやっております。この自動車運送協議会に大阪府とか京都市とか神戸の近郊とかいうのは大体現在の両数でいかどうかというようなことを諮問して、その答申を得て措置をする形に從來ずっと運営して参りました。京都の場合もそれに入りますので、現在神戸の近所を自動車運送協議会に諮問してやっておりますが、京都の方はこれからになると思ふのでありますが、この自動車運送協議会の答申によりましてわれわれとしては何回ふやすか措置するということ形をとっておりますので、この際それを破って、特に二十五台なら二十五台だけ免許するようにというような形の通達は、ちよつとこの際制度的に申しまして無理じゃないかと考へるのでもございますが、大体私どもの方といったしましては、閣議了解の線に沿つてやるようにということの通達はいたしておりますので、陸運局といった

しましては、これらを考慮して行政措置をするということになると考へます。○岡本委員 私が申しましたのも、それは京都の問題だけ特別にどうしろという通達は出せないと思ひます。もちろんそんなことを私はお願いしているのではない。駐留軍の労働者がこういう企てをする場合には閣議の了解事項もあることだから、十分その辺を考慮してやるようにというふうな点をお願いしておきたいと思ひます。

なおもう一ついふから私はお願いしておるのですが、これは今の問題と離れますが、都市の中心部には非常に車がふあふあしているのです。ところが都市の周辺部へ行くとき非常に車が不自由なんです。みなさん中に寄つちやつて、そうして周辺部のターミナルに駐車したり、あるいは周辺部に車を置いて客に備へるということがあるのです。従つて町にはあふれて、周辺部では非常に車が不自由だということがありまますので、その辺のことはあなたの方はよくそういう交通事情も御調査願ひまして、これは私が日ごろ痛切に感じてゐることでもありますので、たとえば新たに許可をする場合には、比較的周辺部を中心に何するといふふうなタクシーもふやしていただくこともまたお願いしておきたいと思ひます。これで質問を終ります。

○藤本委員長 次に旅館業法の一部を改正する法律案を議題とし、審査を進めます。質疑の通告がありまますのでこれを許します。滝井義高君。○滝井委員 今回旅館業法の一部を改正する法律が出ておりますが、まず第一に私がお尋ねをしたいのは、立法

の形式についてでございます。今回この法律の改正に當つて、今まで旅館といふのは、公衆衛生上の見地からいろいろの取締りの規制を受けたおたわけなんです。今度それを風俗的な見地も加味した規制を加へる必要が出てきたといふことで、この法律の改正が行われておるわけなんです。風俗的な見地といふことの中で、特に学校の敷地の周囲から百メートル以内の区域には旅館を設けてはかぬといふようなことが一応原則的に書かれておるわけなんです。私はこの旅館業法の中に、文部省の所管である学校関係のことをなぜとつてつけてきたような工合に持つてきたかといふことなんです。こういうことが必要であるならば、これはむしろ私は学校教育法とか何か文部省関係の法律の中に一括をして、そういうものをいれるべきじゃなかったかと思ふのです。こういう点、どうして旅館業法の中に入れてなければならなかったのか、その理由を一つ御説明願ひたいと思ひます。

○山口(正)政府委員 御指摘の通り、旅館業法は従来公衆衛生立法といひまして、公衆衛生の立場からいろいろの取締りなり規制を加えてきたわけでございます。ところが先般大臣から御説明申し上げましたように、提案理由として申し上げました中にも、最近一部の地域におきまして、教育上からも旅館について種々批判が下されるといふような事例も出て参りました。そういう問題を何らかの形で規制を加へる必要があるのではないかとということが考えられたわけでございます。そこでたゞいま滝井先生から御指摘のように、教育関係の法律においてそういう

ことを規制すべきではないかといふような御意見も出ておつたのでございませうが、しかしながら現在のところやはり問題になりますのが旅館の施設なり、あるいは旅館の営業方針と申しまゝすか、利用方法といふような問題に密接に關係がございまして、現在旅館について法的に特別に規制を加へておる。まずこの旅館業法の中に、従来の公衆衛生面からの取締り、規制だけでなく、さらに別の意味からも条文を加へまして、風俗的な問題についての規制を加へようといふようにしたのでございまして、御指摘のような点は、本法改正の立案途中にもいろいろ議論が出たところでございまして、ただいま御説明申し上げましたような観点から、この旅館業法においてこれを取り上げるというふうなことに落ちついたわけでございます。

○滝井委員 どうも今の説明では、旅館業法の中に、特に学校の施設の付近のことを何かわざわざ竹に木をついたように入れなければならぬという理由が明白にならないのですが、最近いろいろの方面から旅館に対する批判が下されるようになった。従つて何らかの規制を加へる必要がある、こういうことなんです。そうしますと、食品衛生関係のもので、これは食品衛生関係は厚生省所管ですが、料理屋とか、待合とか、カフェーといふようなものがあるわけですね。これは旅館と紙一重ですね。こういうふうなものについてはどういふことになるのかということなんです。○山口(正)政府委員 御指摘のような業種につきましては、食品衛生法の適用と同時に、風俗営業取締法関係の規

制と両方が加わつてゐるわけでございます。○滝井委員 そうしますと、学校の運動場から百メートル以内のところに、料理屋やカフェを作つてはいかぬという法律はないと思ふのでございませうが、そういう改正をされるので

○楠本政府委員 ただいま御指摘の業種は、これは風俗営業でございまして、風俗営業につきましては、すでに他の法令におきましてこの地域指定ができておりました。今回学校等につきましても、建築基準法の立場からかような風俗営業は許可できないことになつております。従ひまして、その点の矛盾はないものと考えております。○滝井委員 この旅館業法の一部改正で見てみますと、明白に三条の二項に「周囲におおむね百メートルの区域内にある場合において、その設置によつて当該学校の清浄な教育環境が著しく害されるおそれがあると認めるときも、同様とする。」というように百メートルとはつきり区切つてきておるわけなんです。他の風俗営業取締法の中にそういう明白な規定がありませんか。○楠本政府委員 建築基準法その他の規制ははるかに幅を持っておりまして、もつと広い範囲でやろうと思へばできる仕組みになっております。従ひまして、むしろ旅館の方がその点では百メートルと区切つただけ甘いとも言へるわけでございます。○滝井委員 憲法にして建築基準法のそういう制限規定をちよつと知らないのですが、ちよつと条文を読んでみてくれませんか。○楠本政府委員 第五十二条を失礼で

すが、読んでみます。「建設大臣は、都市計画に必要があると認める場合において、都市計画法の定める手続によつて、都市計画の施設として、用途地域内に、特別工業地区、文教地区その他政令で定める特別用途地区を指定することができる。」として、指定されますと、その条文を受けて参りまして、四十九条に居住地域内においては、かような風俗営業的なものを禁止することができるようになっております。また一般住居地域内のはかに定められた場所につきましても料理店等は制限し得られるようになっております。

○瀬井委員 そうしますと、文教地区という一応認定を受けなければならぬことになると思つて、勝手に学校があるからといってそこを文教地区だ、こういうわけにはいかぬと思うのですが、文教地区というのとは一体どういう工合にしてきめるのかということですか。

○楠本政府委員 これは建設省の問題でございますが、この法案の制定の途中におきましてたまたま代々木地区の鳩森小学校の問題が大きく取り上げられまして、その問題をも加味して検討いたしましたところ、その結果、建設省においては今後建築基準法の立場からこれらの問題については十分なる善処をするということで、すでにその指定が終つたかに私は聞いております。

○瀬井委員 いや、指定が終つたといふのは、鳩森小学校の地区は終つたかもしれないけれども、全国的に見て文教地区というものを指定をしておらなければ、これはどうにもならないのです。学校がばつんとたんばの中の一つ

あつた、その横に百メートル以内のところにカフェーができた。これは禁止することができぬと思つたのです。その場合に旅館を禁止することはできないですよ。

○楠本政府委員 御指摘のように、全国的に学校を一応建築基準法の適用によつて指定したわけではございませんけれども、今後問題が起きそうなどころ、あるいは必要なところは逐時指定を了していくという建設当局の言明があつた次第でございます。

なおこの際一言申し上げたい点は、風俗営業につきましても、この場所の制限が条例で可能なことになっておりまして、すでに東京都におきましても、その他多くの府県におきましても、その他多くの府県におきましても、条例をもちまして風俗営業は必要なる設置規制ができる仕組みになっておるわけでございます。従ひまして、この点からも風俗営業については処置がでけると私は考えられたからでございます。

○瀬井委員 風俗営業は厚生省の所管ではないわけですか。これは公安委員会

の所管に属するわけですか。従つて私は昨日水の汚濁行政について申しました

す。いわゆる映画館や芝居です。こういうようなものは旅館よりかはるかに学校の百メートル以内のところに立つておつたら大へんですよ。ところがそういうものについては何もないんです。従つてこれはあなたの方は、それは旅館の方の取締りで何とかしますと、こう言うかも知れません。そうすると、いわゆる風俗営業に重大な関係のある旅館、それから風俗営業取締りの対象になるものは、今ちょっと調べたら、風俗営業取締法の一条の「待合、料理店、カフェーその他客席で客の接待をして客に遊興又は飲食をさせる営業」、それから「二、キャバレー、ダンスホールその他設備を設けて客にダンスをさせる営業」、それから「三、娯楽施設を設けて客に射幸心をそそる虞のある遊技をさせる営業」、これだけたくさんある。それからこれに今興行場法に規定する興行場営業というものも考え

てきまして、これは大事なことだから抜けておる。旅館だけが網にひつかつてゐることになるのです。従つてこれはやられるとするならば、少くともこれら風俗営業の取締りの対象になるもの、映画館とか芝居、それから旅館、これはおそらく来年から売春禁止法等の実施が行われる、ほんとうにその業者に対して行われることになるのだから、そういう関係も考えたんでしようが、これは今岡本君が頭隠してしり隠さず

と言つたが、そういう点があるのです。だから立法論としては、旅館の中に木に竹を継いだように学校の関係を持つてくると、こういう大きな抜けたところが出てくる可能性がある。それならもういっそのこと学校教育法が何

かにそういう点をはつきりと書いて、これらのものを一括して、そうしてあなたの方と共管にやるといふことの方が、どうもしらうとの私が考えても少し筋が通つてゐる感じがするのです。じゃ映画館なんかは学校の清純な教育環境という点で旅館と比較してどうだということになる。そうすると、これはしらうとが考えてみて、パチンコ屋やダンスホールよりか旅館の方がいい、こうなると私は思ふのです。

○楠本政府委員 ただいまお話の興行場につきましても、これは建築基準法の方で規制ができるわけです。風俗営業取締法におきましては規制ができません。なお、旅館と風俗営業並びに興行場との相違は、旅館は必ずしも学校の近くに作つて悪いという性質のものじゃないと思つてゐます。たまたま悪い旅館を作つちやいかぬというだけのことでありまして、そこが私は風俗営業と興行場と違ふところだと思つてゐます。従ひまして建築基準法あるいは風俗営業取締法の規制等で行いますれば、そこは全然建てられない地域になります。しかしながら旅館等につきましても、いい旅館が学校の隣にあつたところでは支障のないものじゃないか、性質が違ふのじゃないかという判断からは、もちろん研究の過程におきましては御承知のようにいろいろ問題がございましてけれども、そのように私どもは最終的に決定をいたしましたわけ

でございます。

○瀬井委員 旅館は、いい旅館ならば、教育委員会や学校長の意見も聞いて、作つていいということになるだろうと思つたのです。しかしこういうものが法律的に出ていきますと、何と申

しますか、好んで学校のそばに旅館を建てれば、やっぱりいろいろ監視も激しくなるだろうし、それから、遠慮することになる。商売人ですから……。そうしますと、そういういい旅館は建ててもいいんですが、いい待合や料理屋やダンス・ホールをやつてもいいということにもなりかねないので、風俗営業と旅館とは非常に違ふけれども、旅館も風俗営業の取締りの対象になるような工合に今度法律が改正されてきておるわけです。そうしますと、風俗営業取締法の対象になるものと旅館とが非常に近寄つてきておることは事実なんです。今まで公衆衛生の見地からばかりやつておつたものを、清潔ないい旅館にしなければならぬというふうな意味で風俗営業的な取締りの面を加味してきておるのですから、そういう点においてはやはりこれはほとんど似てゐますよ。料理屋だつてやはり保健所のあれを受けるんですからね。そうすると公衆衛生上の監督というものは、料理屋やカフェーと旅館とがどういう工合に違ふかという、ただ取締りの面において幾分違ふというだけで、そう大して違ふないので、さういふ点に私、どうも立法する上においても幾分やっぱり問題があるような感じがするのです。

それならばむしろ学校教育関係の法律にそれらのものを一括して打ち出しておく方がいいんじゃないか。それは昨日も汚濁防止のときに申しましたように、あまり汚濁防止に関する法律が多いために、みならずないのじゃないか。各省しり込みして、通産省が大本だから通産省がやってくれるだろう、いや農林省がやるだろう、厚生省がや

三三三

るだろう、河川局がやるだろうという
工合で、みなしり込みしている。こ
ういう法律がまらまらになつてお
ると、やはりそういう点が出てくると
私は思うんです。こういう点、これは
別にこの法律に反対という意味じゃな
くて、頭の悪いわれわれが読む上にお
いて、待って、これと同じようなもの
がありはしないかといつて風俗営業の
取締法を持ってきて読んでみる、そ
れから建築基準法を持ってきて読んで
みる、それから今度は興行場法ですか、
これを持ってきて、映画館なんかも調
べてみる、なるほどこの三つのもの
は、学校付近はいかぬわい、これじゃ
やっぱり問題がなかなか複雑になる。
学校教育法が何か一つ持ってきてみる
と、学校の付近にはこういうものはだ
めだということが一目瞭然大衆にわか
る、そういう立法の仕方というものを、
法律が複雑になつておりますか
ら、やる方がいんじやないか。それの
方があなたの方の取締りも便利になる
し、法律を読む大衆の方もわかりやす
いし、学校関係でも説明する場合に、
学校教育法のことをごらんさい、そ
うするとここには、旅館やカフェーを
作つてはいけませんぞ、こういうこと
で、お互いにわかりやすいということ
なんです。民主主義の法律、人民のた
めの法律というものはわかりやすい方
がいいということでは言っているわけ
です。それで私はできれば旅館業法の中
に学校のことを入れずに、何か学校教
育関係の法律の方に入れてもらう方が
いいと思うのですが、そういう考えは
どうですか。

○楠本政府委員 私ども立法論の問題
になりますと、現在御指摘のように法
律の数が多いので、——何でも千以上
あるとか聞かされております。従いま
してこれらの問題をどう整理してい
くかということはやはり将来は考えな
ければならぬ問題かと存じます。従いま
してたゞいま先生が御指摘のような考
え方もむしろ当然かと存じます、しか
しすでに多くの法律があり、それぞれ
の立場もございまして、従つてこれを重
複して規定するというのもまたおか
しなことになつてきますので、さうな技術
上の問題も関連いたしまして、——現
在各省の法律がそれぞれきつめて複雑
になつて参つておることは私もよく承
知いたしております。これらをどうす
るかという問題につきましましては、今後
私どもとしても研究をいたします。し
かしこれはむしろ大きな立法論の問題
でございまして、十分に私どもも研究
をさしていただきたい、かように考え
ている次第でございまして。

○大橋(武)委員 ちょっと今に關連
して聞きたいのですが、旅館を学校の
近所に作つてはいけないうのは、
およそ旅館というものはすべて学校の
近所に作るべきものでないという考え
方ですか。

○楠本政府委員 さような考え方は
持つておりませんので、ただたまたま
問題を起すような旅館は学校の側は遠
慮してくれ、かようなことでござい
ます。

○大橋(武)委員 そうしますと厚生当
局は、旅館には学校のそばに作つても
いい旅館と学校のそばに作つてはいかぬ
という旅館と、はつきり二通りあると
いうことをお認めになるわけですか。

○楠本政府委員 この学校の周囲百
メートル——生活環境をどこも同じよ
うな程度に清純の状態を保つことが私
どもは確かに正しいものと存じます。
しかしこれもなかなか困難でございま
すので、特に学校の周囲に限つては、
たとえば一般の盛り場等よりは清純な
状態を保ちたいという趣旨にはかなら
ないわけではございません。従いまして旅
館に二通りあつてよろしいということ
を認めておるということにはならぬと
存じます。

○大橋(武)委員 これは非常に重要な
問題で、厚生当局は旅館業法の旅館に
は学校のそばに作つてはいかぬ旅館と学校
のそばに作つてはいかぬ旅館と二通り
あるのだとさつきおっしゃつておられ
たわけなんです。一体厚生省が旅館に
ついてそういう二通りの旅館を今後と
いへども残しておこうという考えでこ
の旅館業法を運用していかれるのであ
るか、それとも旅館といふものは一通
りのものだ、いい旅館と悪い旅館と二
通りあるのではない、いづれにしても
いい旅館を希望するが、一般的に悪く
利用される場合もある、従つてできる
だけ学校のそばに作りたくないのだ、
こういう意味で運用されていくのか、
そこをどうをはつきりしておいてい
ただきたい。このことをなぜやかまし
く言うかという、悪い旅館といふも
のは当然あつていいものである、今後
といへどもそれはあるべきものだとい
うような考えを厚生当局が旅館につ
いてお持ちになつておるということにな
ると、そのこと自身、風教上非常な問
題じゃないかという気もいたしますの
で、特に伺つたわけです。この問題は
今お答えにならなくても、この次でよ
ろしゅうございまして、よく御研究の
上お答え願ひたいと思ひます。

○山口(正)政府委員 たゞいま大橋先
生から御指摘の点、私ども決して旅館
に二通りあつていいという考えではご
ざいませぬ。今回の法律の中にも、旅
館を許可いたします場合には、主とし
て施設の面から、一般の旅館について
も政令で施設を定めますが、特に教育
環境の上から特別な施設をしなければ
ならぬというような点を加味いたしま
して、学校周辺の旅館にはこういうふ
うな施設をしなければいかぬというよ
うなことを規定したいというふうに考
へておるわけではございます。それでそ
の際に、その基準に合つていけば当然
許可するわけではございますが、あとで
その施設がまた不十分になりました
り、あるいは利用方法の基準も一応考
えておりますが、その利用方法等の基
準に合はなくなるといふような際に
は、営業停止をするとか、許可を取り
消すといふような方法でいきたいとい
うふうに考えておるわけではござい
ます。

○藤本委員長 次会は、明十七日午前
十時理事會、十時三十分より委員會を
開會することとし、本日はこれにて散
會いたします。

午後六時二十一分散會

〔参照〕
医師國家試驗予備試驗及び齒科醫師
國家試驗予備試驗の受験資格の特例
に關する法律案(野澤清人君外八名
提出)に關する報告書
(別冊附録に掲載)